

第4次秋田市地域福祉計画 (案)

平成31年3月
秋 田 市

目 次

第1章 策定の趣旨

1 策定の背景	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 策定体制	6

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口等の推移	7
2 福祉サービス利用者数等の推移	11
3 秋田市地域福祉市民意識調査	14
4 第3次秋田市地域福祉計画における取組状況	16
5 地域福祉を取り巻く課題	27

第3章 計画の基本的な考え方

1 取組の基本原則	40
2 基本理念	45
3 基本目標	46
4 施策の体系	47

第4章 計画の取組

第5章 重点事業

第6章 計画の推進体制

} 作成中

第1章 策定の趣旨

本市では、社会福祉の基本的な理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、平成16年3月に秋田市地域福祉計画を策定しました。これを本市の福祉保健部門における基本計画と位置づけ、5年毎に見直し（次期計画の策定）を行いながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

この第4次計画は、社会福祉法の改正など地域福祉に関わる社会福祉制度の変化を踏まえながら、平成31年度（2019年度）以降も地域福祉を推進していくためのものです。

《これまでの秋田市地域福祉計画と計画期間》

- 第1次計画：平成16～20年度
- 第2次計画：平成21～25年度
- 第3次計画：平成26～30年度

1 策定の背景

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、社会福祉の基本的な理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられました。地域福祉の目的は、すべての住民が身近な地域で自立した生活を営めるようにすることであり、従来、事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた地域住民を、事業者および社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して地域福祉の推進に努める主体として位置付けています。

さらに、平成29年の社会福祉法の改正（平成30年4月1日施行）では、地域福祉の推進にあたり、地域住民等は、本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する旨が定められ、地域福祉推進の理念が明確化されました。また、そのような取組を促進する施策その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする国および地方公共団体の責務が定められました。

こうした地域福祉推進の方策としての市町村地域福祉計画の策定についても、従来は任意とされていたものを努力義務とするとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の

第1章 策定の趣旨

福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する上位計画として位置づけ、市町村が包括的な支援体制の整備に係る事業を実施する場合には、当該事項についても記載事項とする旨（第107条第1項第5号）が追加されています。

○社会福祉法より抜粋（平成30年4月1日施行）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第 6 条 (略)

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

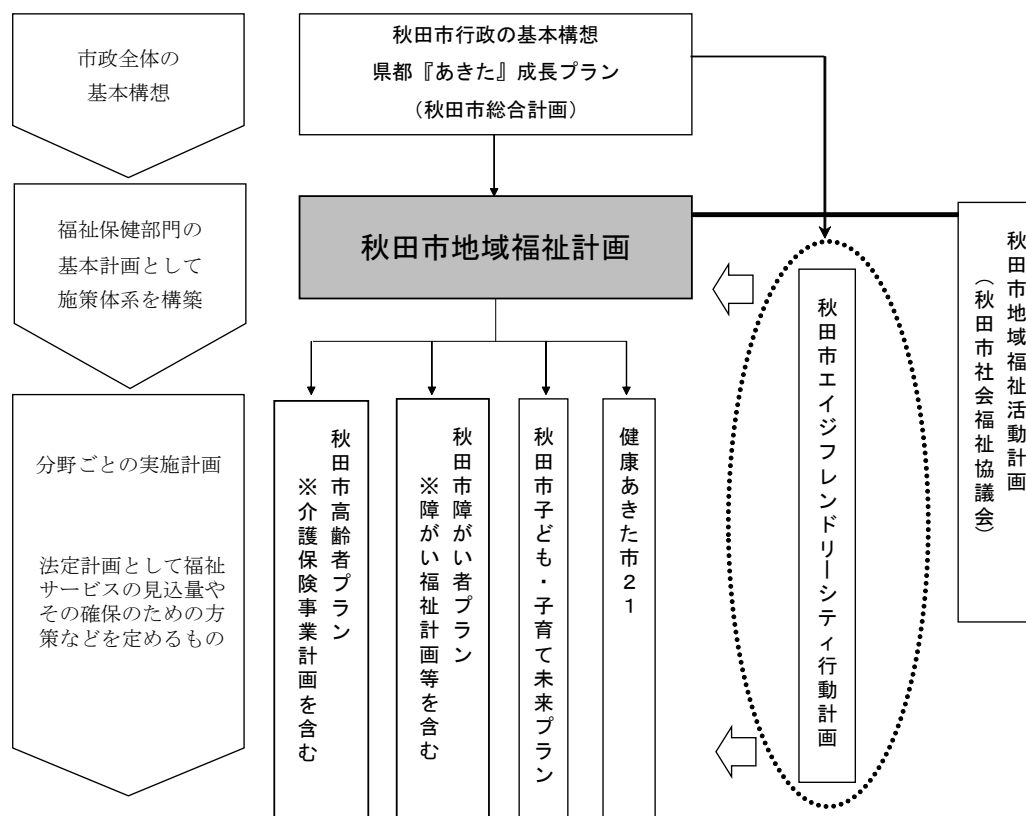
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 計画の位置づけ

秋田市地域福祉計画は、「新・県都『あきた』成長プラン」（第13次秋田市総合計画）の基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」を実現するための福祉保健部門の基本計画であり、「秋田市高齢者プラン」、「秋田市障がい者プラン」、「秋田市子ども・子育て未来プラン」、「健康あきた市21」という分野ごとの実施計画を推進する上での共通理念を示す上位計画です。なお、それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各実施計画において設定します。

また、「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」と関連を持つとともに、秋田市社会福祉協議会（社会福祉法第109条の規定による社会福祉法人）が策定する「秋田市地域福祉活動計画」と相互に連携する計画となります。



計画の名称	策定の根拠
秋田市総合計画	地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件指定条例
秋田市地域福祉計画	社会福祉法（市町村地域福祉計画）
秋田市高齢者プラン	老人福祉法（市町村老人福祉計画） 介護保険法（市町村介護保険事業計画）
秋田市障がい者プラン	障害者基本法（市町村障害者計画） 障害者総合支援法（市町村障害福祉計画） 児童福祉法（市町村障害児福祉計画）
秋田市子ども・子育て未来プラン	子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画） 次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）
健康あきた市21	健康増進法（市町村健康増進計画）

3 計画期間

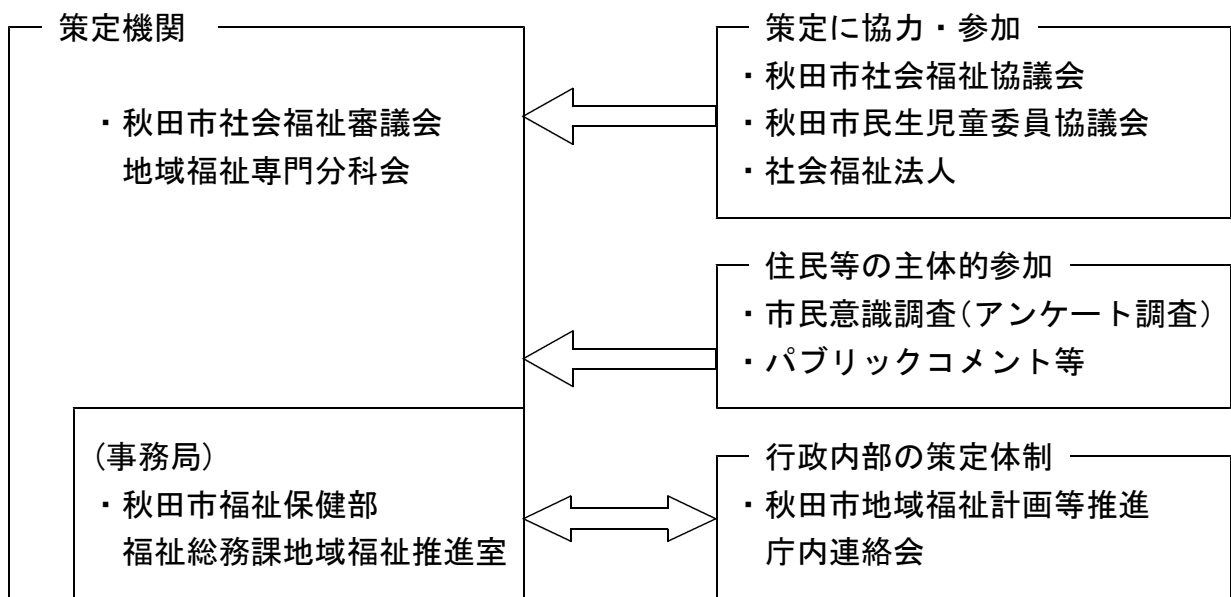
秋田市地域福祉計画の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間です。

計画の名称	現行計画の 計画期間	～2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
県都『あきた』成長プラン (秋田市総合計画)	2016～2020	第13次計画						
秋田市地域福祉計画	2019～2023	第3次計画	第4次計画					
秋田市高齢者プラン (秋田市介護保険事業計画)	2018～2020	第9次計画 第7期計画						
秋田市障がい者プラン (秋田市障がい福祉計画) (市町村障害児福祉計画)	2018～2023 2018～2020 2018～2020	第5次計画 第5期計画 第1期計画				第6期計画 第2期計画		
秋田市子ども・子育て未来プラン	2015～2019	第2次計画						
第2次健康あきた市21	2013～2022	第2次計画						
秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画	2017～2021	第2次計画						

4 策定体制

策定作業の中心を担うのは、社会福祉法第 7 条に規定され、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関「秋田市社会福祉審議会」であり、同審議会において地域福祉に関する事項を調査審議する「地域福祉専門分科会」を策定機関とし、策定方針の作成や策定作業を進めました。

策定作業にあたっては、秋田市社会福祉協議会や秋田市民生児童委員協議会など地域福祉活動の中核的な担い手から協力を得るとともに、庁内においても「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会」で全庁的な調整を図りました。



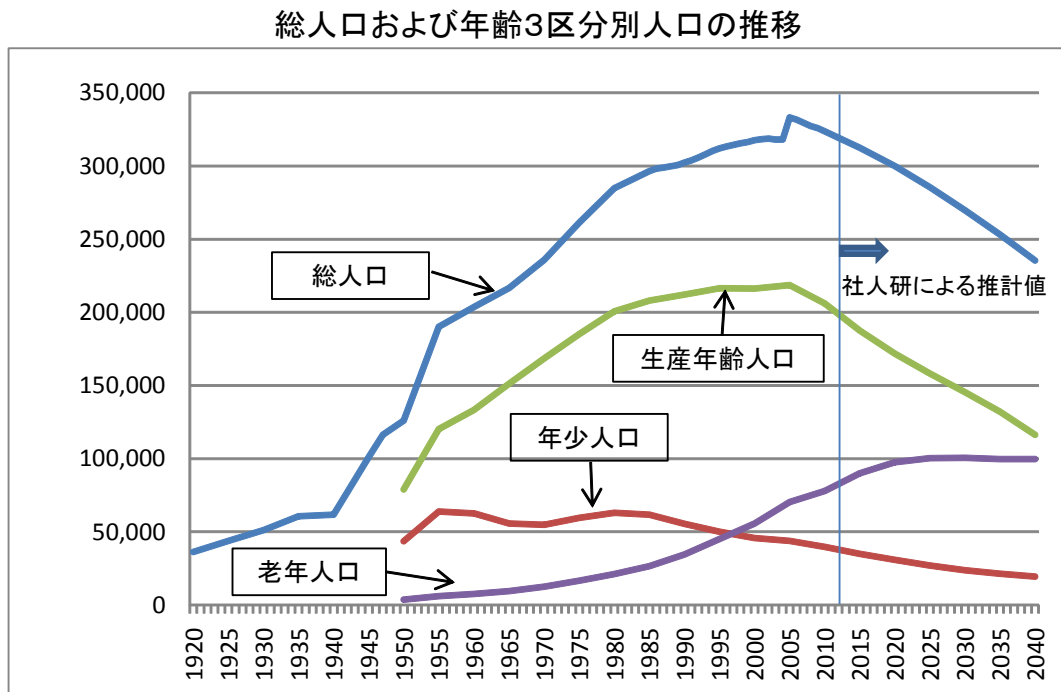
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口等の推移

(1) 総人口および年齢3区分別人口の推移

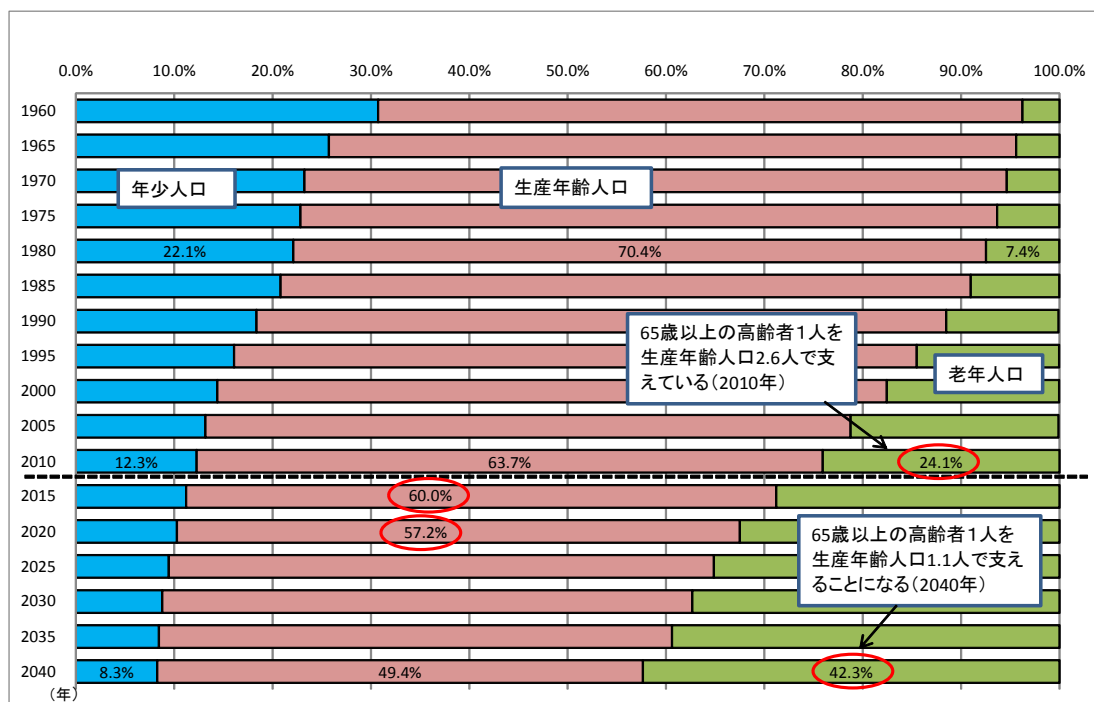
本市の人口は、2005年（平成17年）に河辺町・雄和町と合併して33万人に達しましたが、その後は減少が続き、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると、2040年には、約23万5千人（2010年（平成22年）から約27%減少）になると推計されています。推計によると、年齢3区分別人口の割合は、年少人口割合が一貫して減少する一方、老年人口割合は一貫して増加を続け、生産年齢人口割合に近づいていきます。

なお、本市では、2016年（平成28年）に「秋田市人口ビジョン」と「秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2040年の目指すべき将来人口を、社人研による推計を上回る約26万人と定め、その実現に向けて着実に取り組んでいくこととしています。



※「秋田市人口ビジョン」より

年齢3区分別人口の割合の推移

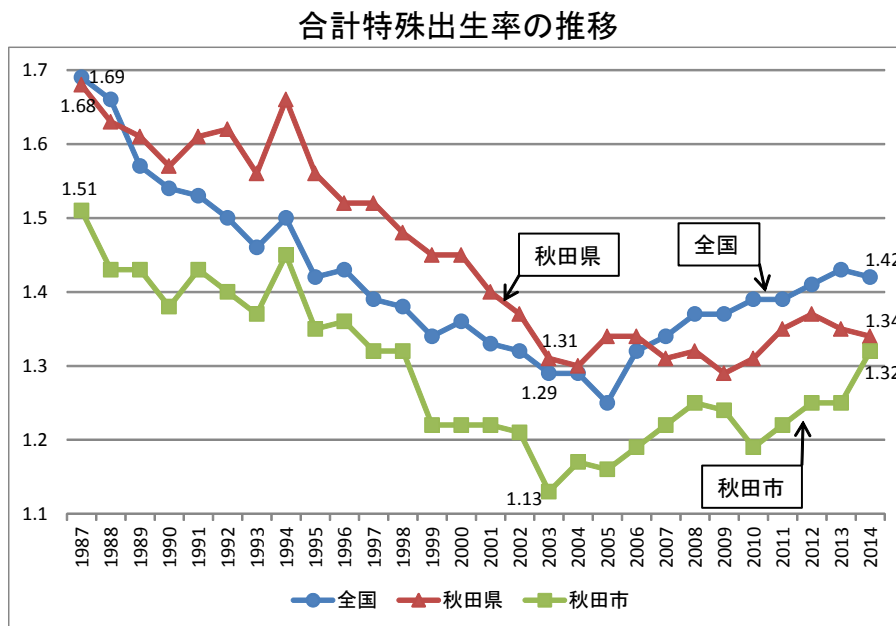


※「秋田市人口ビジョン」より

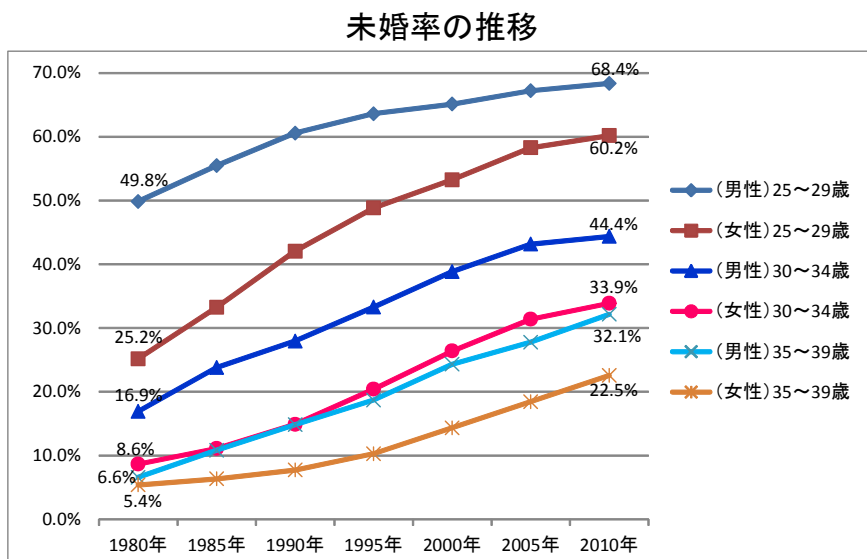
(2) 合計特殊出生率および未婚率の推移

1人の女性が一生に産む子どもの人数とされる「合計特殊出生率」の推移を見ると、1987年（昭和62年）以降、本市は一貫して県平均や全国平均を下回っており、2003年（平成15年）に1.13まで低下した後、上昇傾向となったものの、2014年（平成26年）は1.32でとどまっています。

20代後半から30代の未婚率は男女共に上昇傾向が続いており、全国的な傾向と同様に、本市においても未婚化・晩婚化が急速に進行しています。



※「秋田市人口ビジョン」より



※「秋田市人口ビジョン」より

(3) 一般世帯数・高齢者がいる一般世帯数等の推移

本市では、人口減少が進行するなか、一般世帯数の増加に伴い、1世帯あたりの人員は減少しています。また高齢化の進行により、高齢者がいる一般世帯数が増加し、一般世帯に占める割合は42%となっています。このうち単独世帯（高齢者単独）、夫婦のみ世帯（夫婦のうち少なくとも1人は高齢者）も増加が続いています。

一般世帯数・高齢者がいる一般世帯数と一般世帯に占める割合の推移

世帯区分	一般世帯		高齢者がいる一般世帯					
	総数	1世帯当たり人員	総数		うち単独世帯		うち夫婦のみ世帯	
1995(平成7)年	114,764	2.66	30,952	27.0%	4,815	4.2%	8,548	7.4%
2000(平成12)年	122,728	2.53	36,953	30.1%	7,017	5.7%	11,029	9.0%
2005(平成17)年	130,630	2.48	46,073	35.3%	9,826	7.5%	13,374	10.2%
2010(平成22)年	131,074	2.40	50,490	38.5%	12,030	9.2%	14,854	11.3%
2015(平成27)年	135,018	2.26	56,719	42.0%	15,366	11.4%	16,741	12.4%

※「秋田市の人口－平成27年国勢調査報告－」より

2 福祉サービスの利用者数等の推移

(1) 高齢者数等の推移

総人口が減少するなか、高齢者数は増加が続いています。本市の総人口に占める65歳以上人口の割合は30%を超え、秋田県全体よりは低いものの、全国の数値より高くなっています。

また、高齢者数の増加に伴い、要支援や要介護の認定者数も増加が続いています。

高齢者数と総人口に占める割合の推移

	総人口	65歳以上			70歳以上		75歳以上		
		人口	比率(%)	県(%)	全国(%)	人口	比率(%)	人口	比率(%)
2013(平成25)年度	320,154	83,354	26.0%	31.6%	25.1%	61,819	19.3%	43,320	13.5%
2014(平成26)年度	318,700	86,472	27.1%	32.6%	26.0%	62,996	19.8%	43,991	13.8%
2015(平成27)年度	315,814	88,713	28.6%	33.8%	26.6%	63,156	20.4%	44,599	14.4%
2016(平成28)年度	313,668	90,610	29.4%	34.7%	27.3%	63,378	20.6%	45,485	14.8%
2017(平成29)年度	311,178	92,321	30.2%	35.6%	27.7%	65,790	21.6%	46,570	15.3%

※秋田市「福祉の概要」より

※平成27年以降の割合は年齢不詳を除いた人口で算出

要介護(要支援)認定者数の推移

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	うち第2号 (40歳～64歳)
2013(平成25)年度	2,429	2,265	3,889	3,199	2,611	2,219	1,889	18,501	467
2014(平成26)年度	2,558	2,346	3,971	3,187	2,629	2,145	1,767	18,603	417
2015(平成27)年度	2,730	2,310	4,226	3,125	2,684	2,089	1,722	18,886	457
2016(平成28)年度	2,684	2,310	4,333	3,127	2,755	2,059	1,723	18,991	418
2017(平成29)年度	2,788	2,410	4,425	3,158	2,823	2,115	1,593	19,312	427

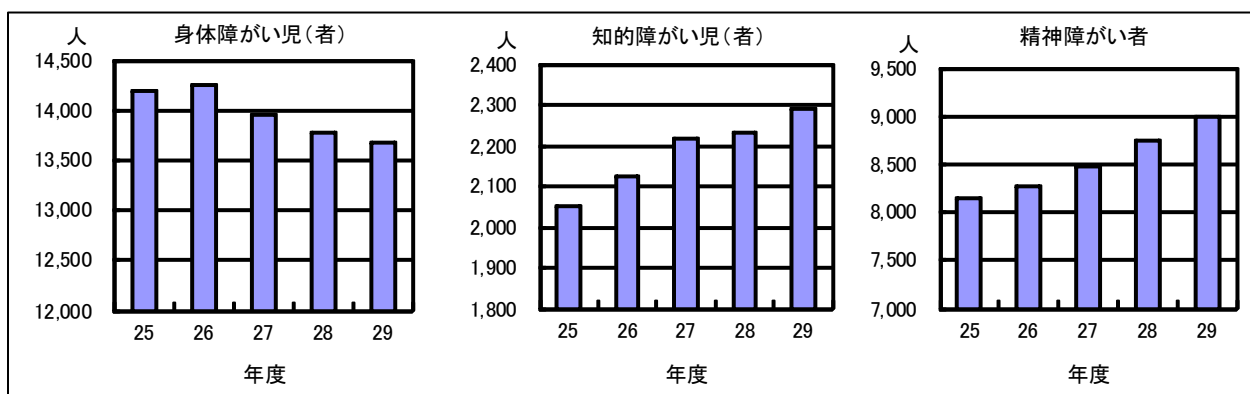
※秋田市「福祉の概要」より

(2) 障がい者数の推移

障がい者数は増加傾向が続いています。身体障がい者数は近年は減少傾向にありますが、知的・精神障がい者数が増加し、障がい者数の合計では増加傾向が続いているものです。

障がい者数の推移

	身体	知的	精神	合計
2013(平成25)年度	14,196	2,050	8,155	24,401
2014(平成26)年度	14,250	2,124	8,261	24,635
2015(平成27)年度	13,946	2,217	8,471	24,634
2016(平成28)年度	13,782	2,232	8,745	24,759
2017(平成29)年度	13,678	2,290	8,992	24,960



※秋田市「福祉の概要」より

(3) 児童数および児童の居場所の推移

年少人口および就学前児童数は、減少が続いています。就学前児童の居場所については、最も多いのが保育所となっており、児童数の推移では、保育所、幼稚園および在宅が減少しているのに対して、認定こども園が増加しています。表、未完

児童数および児童の居場所

	年少人口		就学前児童数		保育所 児童数	認定 こども園 児童数	幼稚園 児童数
		総人口比		在宅数			
2016(平成28)年度	34,352	11.2%	13,530	3,629	5,326	3,140	1,435
2017(平成29)年度	33,692	11.0%	13,234	3,341	5,251	3,405	1,237
2018(平成30)年度			12,768	2,948	4,844	3,826	1,150

※平成30年度秋田市社会福祉審議会児童専門分科会資料より

※各年度4月1日現在、年少人口は10月1日現在

※保育所児童数は、認可保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、幼稚園（へき地保育所）の合計

※認定こども園児童数は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型の合計

※総人口比は年齢不詳を除いた人口で算出

(4) 生活保護受給者の推移

生活保護受給者については、被保護者の人員が横ばいであるのに対して、保護率（人口千対）は上昇傾向にあります。本市の保護率は、秋田県の数値より高く、全国の数値に近いものですが、上昇傾向が続いているため、平成27年度に全国の保護率を上回りました。

また、被保護者に占める60歳以上の構成比は60%を超えています。表、未完

生活保護受給者の推移

	保護率			被保護者		60歳以上	
	秋田市	秋田県	全国	世帯数	人員	人数	構成比
2013(平成25)年度	16.76‰	14.5‰	17.0‰	4,146	5,392	2,918	56.6%
2014(平成26)年度	16.91‰	14.7‰	17.1‰	4,187	5,414	3,193	59.3%
2015(平成27)年度	17.04‰	14.8‰	17.1‰	4,224	5,431	3,273	60.5%
2016(平成28)年度	17.12‰	14.7‰	16.9‰	4,269	5,426	3,299	61.1%
2017(平成29)年度	17.18‰			4,286	5,389	3,350	62.4%

※秋田市「福祉の概要」より

※被保護者は月平均、60歳以上は7月末日

3 秋田市地域福祉市民意識調査

(1) 調査の概要

地域福祉計画策定のために5年ごとに行っているもので、今回は、第4次秋田市地域福祉計画の策定作業を進めるうえで必要となる地域福祉ニーズや地域福祉施策の評価等の基礎資料を得るために実施したものです。

ア 調査内容

- (ア) 日常生活の困りごとについて (質問 1 ～ 7)
- (イ) 地域活動について (質問 8 ～ 13)
- (ウ) 地域福祉を支える制度について (質問 14 ～ 24)
- (エ) これからの地域づくりについて (質問 25 ～ 31)

イ 調査の設計

- (ア) 調査地域 : 秋田市内全域
- (イ) 調査対象 : 市内に居住する満18歳以上の男女個人
- (ウ) 標本数 : 2,000人
- (エ) 標本抽出方法 : 無作為抽出 (人口世帯表に基づく地域別人口比率により抽出)
- (オ) 調査手法 : 往復郵送による無記名アンケート方式
- (カ) 調査期間 : 平成30年1月10日から平成30年1月24日まで

ウ 有効回答者数

919人 (アンケート回収率 : 46.0%)

エ 有効回答者の基本属性

属性		構成比
性別	男性	39.7%
	女性	58.9%
	無回答	1.4%
年齢	10代	1.6%
	20代	5.3%
	30代	8.6%
	40代	14.3%
	50代	14.6%
	60代	22.3%
	70代	19.9%
	80代以上	11.8%
	無回答	1.6%
居住地	中央地域	23.3%
	東部地域	19.6%
	西部地域	10.6%
	南部地域	15.1%
	北部地域	25.6%
	河辺地域	2.4%
	雄和地域	1.6%
	無回答	1.8%

属性		構成比
居住年数	5年未満	4.0%
	5年～9年	4.2%
	10年～19年	7.9%
	20年～29年	14.9%
	30年以上	65.9%
	無回答	2.9%
住宅	持ち家（一戸建て）	79.5%
	持ち家（マンション）	3.9%
	借家（一戸建て）	3.3%
	借家（アパートやマンション）	9.1%
	その他	2.6%
	無回答	1.5%
職業	雇われている人	39.8%
	会社・団体などの役員	2.1%
	自営業主・家族従業者	5.9%
	その他（有業者）	2.4%
	学生	2.6%
	専業主婦	11.0%
	年金生活者	32.0%
	その他（無業者）	2.0%
	無回答	2.3%

属性		構成比
家族構成	単身	13.2%
	夫婦だけ	28.7%
	2世代（子ども有）	14.5%
	2世代（子ども無）	25.1%
	3世代（子ども有）	3.8%
	3世代（子ども無）	4.9%
暮らし向き	その他	7.1%
	無回答	2.7%
	余裕がある	1.1%
やや余裕がある	8.9%	
変わらない	45.0%	
やや苦しい	29.9%	
苦しい	13.4%	
無回答	1.6%	

(2) 調査結果

調査結果は、本計画書のなかで関連するページに引用しているほか、資料編に掲載しています。また、詳細については、報告書として秋田市ホームページに掲載しています。

4 第3次秋田市地域福祉計画における取組状況

(1) 指標に関する評価

第3次計画では、基本目標として、①地域福祉を担う人づくり、②担い手の連携による支え合いの地域づくり、③利用者に合った福祉サービスと相談支援のしくみづくり、④だれもが暮らしやすい福祉のまちづくりの4つを設定し、そのもとに13施策を設定した施策体系としていました。このうちの7施策について、平成24年度の秋田市地域福祉市民意識調査の結果を基に、10の指標を設定しています。第4次計画策定に向けて平成29年度に行った意識調査の結果を基に、これらの指標に関する評価を行いました。なお、指標を設定していない6施策についても、参考となる数値を意識調査結果から抽出しました。

平成24年度の数値と平成29年度の数値とを比較したところ、2つの指標で数値の改善、4つの指標で横ばい、3つの指標で数値の悪化が見られました。

改善した2つの指標、施策9の「地域包括支援センターの認知度」および施策10の「成年後見制度の認知度」では数値が大きく改善し、このうち「成年後見制度の認知度」では目標を達成しました。

悪化した3つの指標のうち、比較的数値の変動が大きいものとして、施策1の「地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人」および施策4の「相談や悩み事、困ったときに助けてくれる人が近所にいる人」の2つの指標が挙げられます。

地域活動の担い手不足や社会的なつながりの希薄化が進行する中、各施策を実施してきたところであり、ある程度の成果はあったものの、状況を大きく改善するには至っていないと考えられます。

◎白矢印は状況が改善、黒矢印は状況が悪化している。

施策1 福祉意識の向上

指 標	24年度	目 標 (30年度)	29年度
地域福祉の取組に関わっている人	5.6%	10.0%	5.3% ⇨
地域福祉の趣旨を肯定的に理解している人 ※	60.6%	66.7%	54.8% ↓

※「取組に関わっている人」と「理解しているが行動には至っていない」人との合計

施策2 担い手の育成

指 標	24年度	目 標 (30年度)	29年度
福祉に関わるボランティア活動をしている人	9.8%	15.0%	9.7% ⇐

施策3 高齢者や障がい者などの社会参加

指 標	24年度	目 標 (30年度)	29年度
高齢者（65歳以上）で福祉に関する仕事やボランティア活動をしている人	7.1%	12.5%	7.3% ⇐

施策4 住民同士の交流

指 標	24年度	目 標 (30年度)	29年度
相談や悩み事、困ったときに助けてくれる人が近所にいる人	36.1%	50.0%	31.5% ↓

施策5 地域コミュニティ活動の推進

指 標	24年度	目 標 (30年度)	29年度
地域活動（地域自治活動や市民活動）に参加していない人	46.0%	40.0%	46.4% ⇐

施策6 地域福祉活動の推進

(参 考)	24年度	目 標 (30年度)	29年度
5年前に比べて地域福祉活動が活発になったと感じる人	—	—	25.5%

施策7 担い手の連携による取組の推進

(参 考)	24年度	目 標 (30年度)	29年度
5年前に比べて住民団体や関係機関が連携して活動することが多くなったと感じる人	—	—	20.7%

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

施策8 福祉保健サービスの提供

(参 考)	24年度	目 標 (30年度)	29年度
5年前に比べて福祉保健サービスが充実し、適正に供給されていると感じる人	—	—	27.5%

施策9 情報の提供と相談体制の充実

指 標	24年度	目 標 (30年度)	29年度
地域包括支援センターの認知度	25.7%	50.0%	41.3% ↑
子ども未来センターの認知度	—	45.0%	21.0%

施策10 社会的包摂とサービス利用の支援

指 標	24年度	目 標 (30年度)	29年度
地域福祉権利擁護事業の認知度	14.5%	25.0%	11.6% ↓
成年後見制度の認知度	37.1%	45.0%	46.4% ↑

施策11 安全安心に暮らせるまちづくり

(参 考)	24年度	目 標 (30年度)	29年度
5年前に比べて防災、急病など緊急時に備えるための地域活動が進んでいると感じる人	—	—	34.4%

施策12 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

(参 考)	24年度	目 標 (30年度)	29年度
5年前に比べて地域や住宅のバリアフリー化が進んでいると感じる人	—	—	41.7%

施策13 自立生活の支援

(参 考)	24年度	目 標 (30年度)	29年度
5年前に比べて高齢者や障がい者の自立した生活のための支援等が増えたと感じる人	—	—	28.0%

(2) 施策ごとの市の取組状況

13の施策ごとの市の取組状況について、各施策のなかの取組（事業）が施策の目的に沿った成果を上げているかを、ABCの三段階評価で検証しました。

その結果、全92の取組（事業）について、A評価が29、B評価が62、C評価が1となり、おおむね順調に進捗したと考えられます。一部課題があるものについては、分野ごとの実施計画において、事業の見直しが必要です。

- A・・・十分な成果を上げた（8割以上の成果を上げた、事業期間中に見直しを行い現在は十分な成果を上げている、十分な成果を上げ事業が終了した、など）
- B・・・ある程度の成果を上げた（4～7割程度の成果を上げた、一部課題や取組が不十分であり、一部見直ししながら事業を進めていく必要がある、など）
- C・・・内容の見直しが必要（あまり成果が上がっておらず、廃止を含め、事業の抜本的な見直しが必要であるなど）

施策		取組数	A評価	B評価	C評価
施策1	福祉意識の向上	5	1	4	—
施策2	担い手の育成	7	—	7	—
施策3	高齢者や障がい者などの社会参加	8	4	4	—
施策4	住民同士の交流	3	—	3	—
施策5	地域コミュニティ活動の推進	6	3	2	1
施策6	地域福祉活動の推進	6	1	5	—
施策7	担い手の連携による取組みの推進	5	3	2	—
施策8	福祉保健サービスの提供	8	4	4	—
施策9	情報の提供と相談体制の充実	10	3	7	—
施策10	社会的包摂とサービス利用の支援	5	1	4	—
施策11	安全安心に暮らせるまちづくり	13	5	8	—
施策12	バリアフリーとユニバーサルデザインの推進	5	1	4	—
施策13	自立生活の支援	11	3	8	—

(3) 重点事業の取組状況

第3次計画では、課題解決に向けた公・共・私の役割分担と連携による地域福祉活動の先導的取組とするため、3つの重点事業を設定していました。これらの取組状況について検証しました。

ア 重点事業1 孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり

取組はおおむね順調に進捗しました。しかし、老年人口の増加や1世帯あたりの人員が減少しているなかで、ひとり暮らし高齢者等が増加しており、死後、発見までにはしばらくの間がかかってしまう「孤立死」が社会問題になっていることから、引き続き、高齢者等の見守り体制の強化が必要です。

孤立予防の取組は、高齢者に限らず孤立する可能性のあるすべての方々を対象としており、生活困窮者の自立支援方策に関連があるほか、平成29年の社会福祉法改正で盛り込まれた、市町村が行う包括的な支援体制の整備とも関連する取組になります。

(7) 事業概要

ひとり暮らしなどの高齢者や在宅生活の障がい者、子育て世帯などが、安心して日常生活を営むことができるよう、日頃から地域、民間事業者など、全体で見守るしくみの充実を図る。

(イ) 目標

孤立（死）予防につながる孤立予防ネットワークの確立をめざす。

(ウ) 取組状況

事業計画		取組状況
年度	項目	
26 ～ 30	孤立予防ネットワーク会議（仮称）の設立・確立	同会議については、行政、関係機関、民間事業者等の連携を図るため設立予定としていたが、既設の会議等を活用して連携する形でネットワークを確立することとし、設立を見送った。

		26年度には孤立予防のリーフレットを作成し、問合せ先や相談窓口などの周知を図った。
26 30	民間事業者との連携（協定締結など）	期間中、民間の11事業者との間で、高齢者等の見守り協定を締結した。未完
26 30	地区ワークショップの開催（随時）	民生児童委員協議会の研修会や会議、「災害に備えた支え合いの地域づくり」のための地区説明会などに毎年参加し、地区ごとの課題および実情の把握に努めた。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

イ 重点事業2 災害に備えた支え合いの地域づくり

「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、要援護者ごとの個別避難支援プラン作成など地域における具体的な避難支援体制の整備に向けた取組を推進しました。

しかし、取組が進んだ地域、着手した地域がある一方、個別避難支援プラン作成のプロセスや必要性などが十分理解されていないなど、取組が進んでいない地域もあります。地域における取組をさらに推進していくため、地域の実情に合わせたきめ細かい支援が行えるよう、各市民サービスセンターを行政の窓口とする体制を整備しました。

また、市民意識調査で、近所の人に手助けしてほしいことを聞いたところ（複数回答）、「災害時の避難支援」が35.0%と高い割合となっており、引き続き取組が必要です。

(7) 事業概要

たとえ自力での移動が困難でも災害時には地域などの支援で無事に避難できるよう、一人ひとりの避難支援プランを作成するなどの地域における避難支援体制づくりを推進する。また、福祉避難所など要援護者の避難生活を支援するしくみの充実を図る。

(イ) 目標

災害時に要援護者が無事に避難でき、また、安心な避難生活を送ることができるような、避難支援体制づくりをめざす。

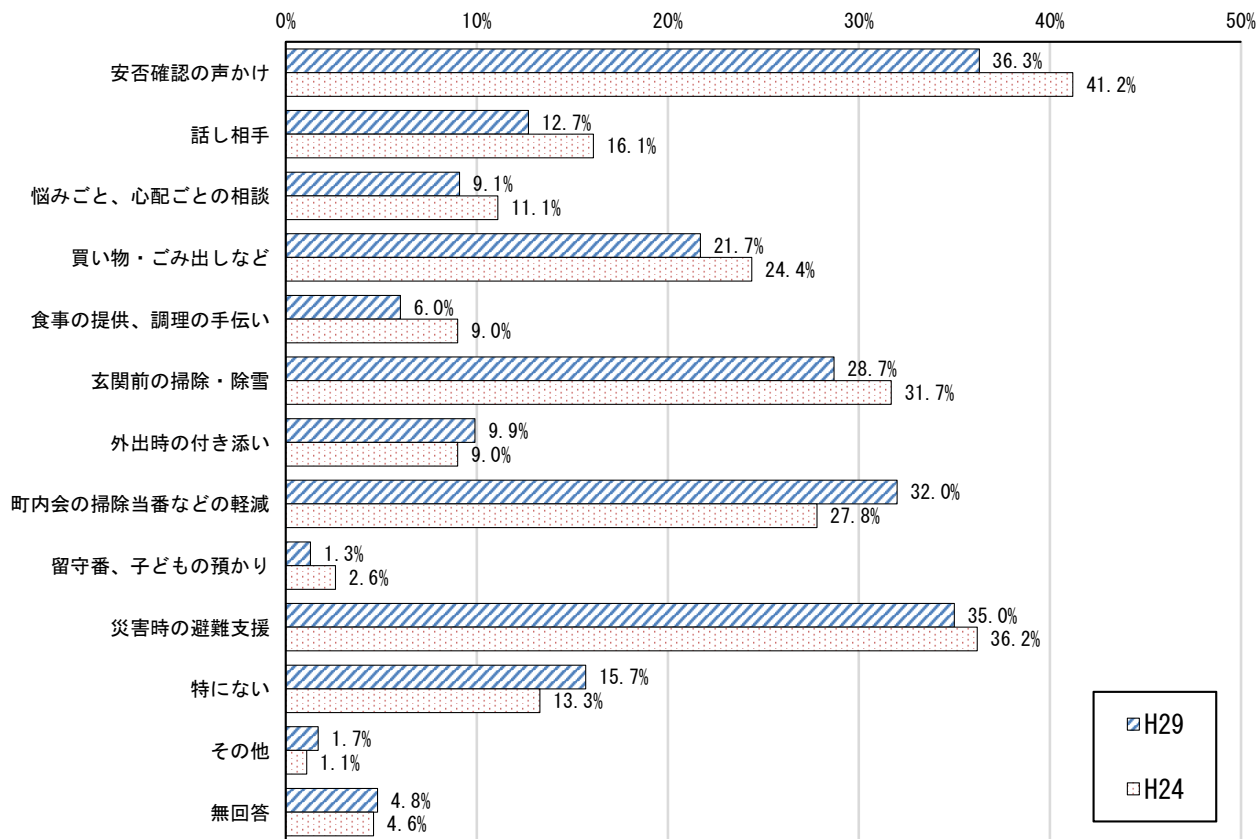
(ウ) 取組状況

事業計画		取組状況
年度	項目	
26	「災害時要援護者の避難支援プラン」の改訂	平成22年度に策定した「秋田市災害時要援護者の避難支援プラン」を、国の制度改正や東日本大震災後の取組を踏まえて改訂した。
27	モデル地区・町内会での避難支援体	プラン改訂に伴い、避難支援対象者名簿の提供先が拡充することについて、全要援護者を対象に再同意確認を実施

	制整備（個別避難支援プラン作成等）	<p>した。</p> <p>モデル地区(大住)を中心に、改訂後のプランに基づき、地域での要援護者ごとの支援者設定や、個別避難支援プランの作成等、具体的な体制を整備した。</p> <p>国の制度改正、秋田市災害対策基本条例の制定、プランの改訂等の事項を盛り込むため、秋田市要援護者支援システムを改修した。</p>
28 30	全地域における避難支援体制整備(個別避難支援プラン作成等)	<p>「避難支援対象者名簿」「要援護者把握用リスト」を毎年度更新し、町内会長、自主防災組織代表者、地区の担当民生委員に配布した。</p> <p>各市民サービスセンターを行政の窓口とすることで、地域の実情に合わせたきめ細かい支援体制を整備した。</p> <p>モデル地区となった大住地区等をはじめ、町内会等で「避難支援対象者名簿」に登録した要援護者の個別避難支援プランを作成した。</p> <p>○個別避難支援プラン作成実績</p> <p>15町内会、延べ 134人（H26年3月時点）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>106町内会、延べ1,084人（H30年3月時点）</p>
26 30	要援護者の避難生活体制の整備 福祉避難所における体制整備（運営マニュアル等）、備蓄・人材の確保(協定締結等)	<p>福祉避難所開設・運営マニュアル【施設用】を作成し、各施設に配布するとともに、備蓄、人材確保に関する取り組みを進めた。</p> <p>○協定書締結</p> <p>81施設（高齢者施設63、障がい者施設14、特別支援学校4）、31法人等（社会福祉法人25、医療法人2、特別支援学校4）</p>

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

近所の人に手助けしてほしいこと（複数回答）
（秋田市地域福祉市民意識調査）



ウ 重点事業3 担い手の連携による地域コミュニティ活動の活性化

地域福祉推進関係者連絡会、地域活動座談会を平成28年度から各市民サービスセンターごとに開催し、より住民の身近な地域で取組を推進しました。

市民意識調査で、どのような地域活動に参加しているか聞いたところ、「参加していない」が46.4%、参加するとき支障になることを聞いたところ、「仲間がいない」が13.6%、「興味の持てる活動がない」が12.6%となっており、仲間づくりや参加する地域活動の選択肢を増やすなど、地域コミュニティ活動の活性化は引き続き取り組んでいく必要があるものと考えられます。

(7) 事業概要

他の2つの重点事業をはじめ、地域福祉活動が円滑に進むように、担い手の育成や関係団体の連携などにより、地域コミュニティ活動の活性化を図る。

(イ) 目標

地域福祉推進のための地域コミュニティ活動の活性化をめざす。

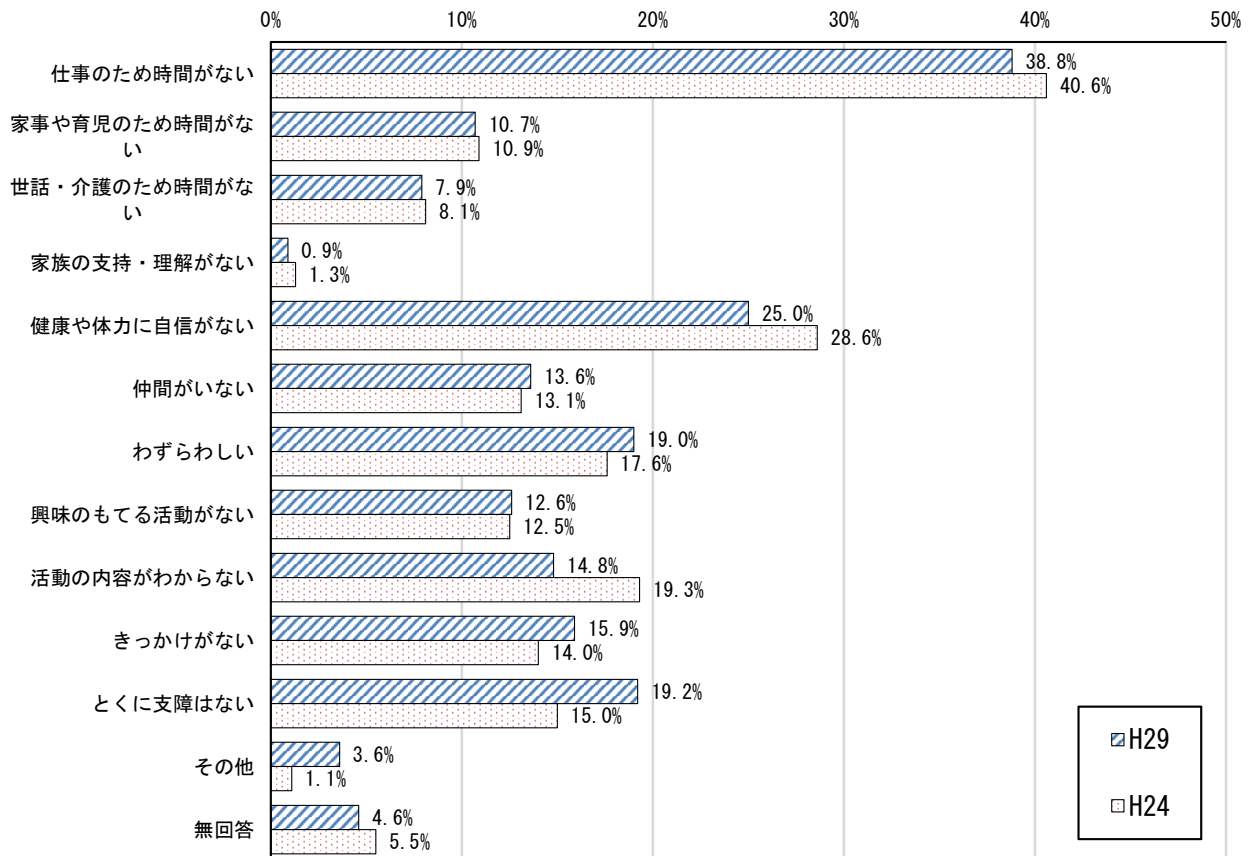
(ウ) 取組状況

事業計画		取組状況
年度	項目	
26 30	地域福祉推進関係者連絡会の開催・地域福祉活動等の意見聴取	地域福祉推進関係者連絡会を開催し、「災害に備えた支え合いの地域づくり」の進行状況や今後の取組の報告、先進地区事例発表を行うとともに、意見聴取した。 また、平成28年度から各市民サービスセンターごとの開催とすることで、より住民の身近な地域で、重点事業等の取組について周知を図った。
27	地域福祉推進のための地域コミュニティ活動活性化策のとりまとめ	担い手の育成、地域の課題解決力の強化や他団体との連携、活動に必要な資金を調達する力の強化の3つの視点で活性化策をとりまとめた。
28	地域活動推進のための地域コミュニティ	とりまとめた各活性化策を推進し、拡充を図った。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

30	デイ活動活性化策の推進	
26	地域活動座談会の開催	町内会等地域活動に取り組む住民同士が交流する地域活動座談会を、毎年開催した。
30		また、平成28年度から各市民サービスセンターごとの開催とすることで、より住民の身近な地域の事例を紹介した。

地域活動に参加するときに支障になること（複数回答）
（秋田市地域福祉市民意識調査）



5 地域福祉を取り巻く課題

(1) 他の福祉関係の計画において課題として捉えている事項

地域福祉計画のもとに位置づけている各分野ごとの実施計画と第2次エイジフレンドリーシティ行動計画においては、「地域」に関わる事柄を課題と捉えて設定した基本目標等があり、地域福祉計画においても課題として捉える事項を含んでいると言えます。

ア 第9次秋田市高齢者プラン(計画期間:平成30～32年度)

本市を取り巻く状況や高齢者の実情に応じた保健・福祉サービスや介護サービスの提供量と提供体制を確保し、必要とされる各種の施策・事業が計画的に図られるようにすることを目的に策定したものです。

「自分らしく生きがいをもって輝ける健康長寿社会」を基本理念とし、地域の様々な主体が連携し高齢者の在宅生活の包括的な支援体制を目指す地域包括ケアシステムの構築、生きがいづくりと社会参加の促進、生活支援・介護予防サービスの充実、介護保険サービスの質と量の確保など8つの基本目標を設定し、取り組んでいくこととしています。

イ 第5次秋田市障がい者プラン(計画期間:平成30～35年度)

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、障がいのある方の日常生活および社会生活を総合的かつ計画的に支援し、社会参加の実現、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、教育との連携および地域生活の充実を目指して策定したものです。

「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合い共生する社会の実現」を基本理念とし、権利の擁護の推進、地域生活支援の充実、自立と社会参加の促進など5つを掲げ、取り組んでいくこととしています。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

ウ 第2次秋田市子ども・子育て未来プラン(計画期間:平成27～31年度)

未来を担うすべての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指し、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組むため、支援制度の円滑な実施と支援策のさらなる充実に向けて策定したものです。

「支え合うすこやか子育て夢ある秋田～みんなで育むかがやく笑顔～」を基本理念とし、教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供、ワーク・ライフ・バランスの推進など6つの基本目標を設定し、取り組んでいくこととしています。

エ 第2次健康あきた市21(計画期間:平成25～34年度)

市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生活できる活力ある地域社会を目指し、生活習慣病の発症や重症化を予防し、社会生活を送るために必要な機能を維持・向上することにより生活の質の向上を図り、健康で元気に生活できる期間を延ばすこと(健康寿命の延伸)を目的に策定したものです。

健康を支え、守るための社会環境の整備、ライフステージに応じた健康づくりなど4つの基本方針を設定し取り組んでいくこととしています。

オ 第2次エイジフレンドリーシティ(高齢者にやさしい都市)行動計画(計画期間:平成29～34年度)

高齢化をマイナスに捉えるのではなく、人口構成の変化等による様々な課題の解決を図っていくことを通じて、誰もが充実してその人らしく生きることができる社会づくりにチャレンジし、高齢者の持つニーズや多様性をより深く理解し、活かすことで、地域社会や経済が将来に向けて発展することを目的に策定したものです。

地域コミュニティの再構築、担い手不足・人材不足への対応、地域社会の課題解決に向けたビジネスの新たな展開の3つを重点的に取り組むべき課題と捉え、「心豊かで活力ある健康長寿社会」を基本理念とし、生涯を通じた生きがいづくりや社会参加の促進、高齢者の就業や市民参加の機会創出、多様な生活支援サービスを利用できる地域づくりなど8つの基本目標を設定し取り組んでいくこととしています。

(2) 課題の抽出

人口や福祉サービス利用者数等の推移、市民意識調査、第3次計画における取組の検証および他の福祉関係の計画における課題から、地域福祉を推進するための課題を抽出し、必要な取組を以下のとおり整理しました。



ア 福祉意識の向上

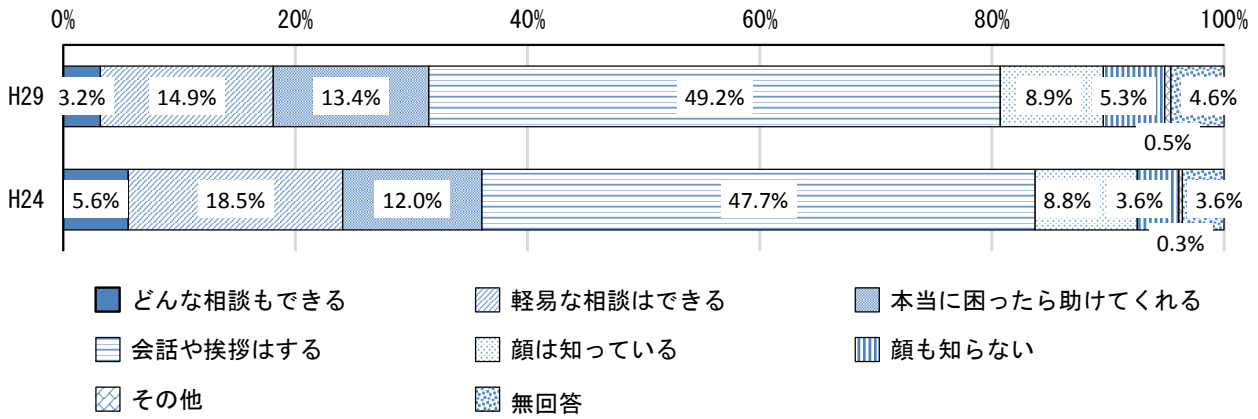
人口減少・少子高齢化の進行に伴って、世帯人員の減少および高齢者単独世帯や高齢夫婦のみ世帯（夫婦のうち少なくとも1人は高齢者）が増加することにより、家庭の扶養能力（育児・介護機能）が低下しています。また、5年ごとに行っている市民意識調査で「近所の人とのつきあいの程度」を聞いた結果、相談できる人が近所にいるという回答の合計が31.5%で、前回調査（平成24年度）よりも4.6ポイント減少しているなど、地域住民同士の関係の希薄化が見られ、地域社会が脆弱化し相互扶助力が低下していると考えられます。第2次エイジフレンドリーシティ行動計画においても、地域コミュニティの再構築を課題と捉えています。

こうしたなかで、支え合いの地域社会を実現していくためには、市民一人ひとりが毎日の暮らしの中で、互いに認め合い、年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、互いに尊重しあう姿勢が重要です。

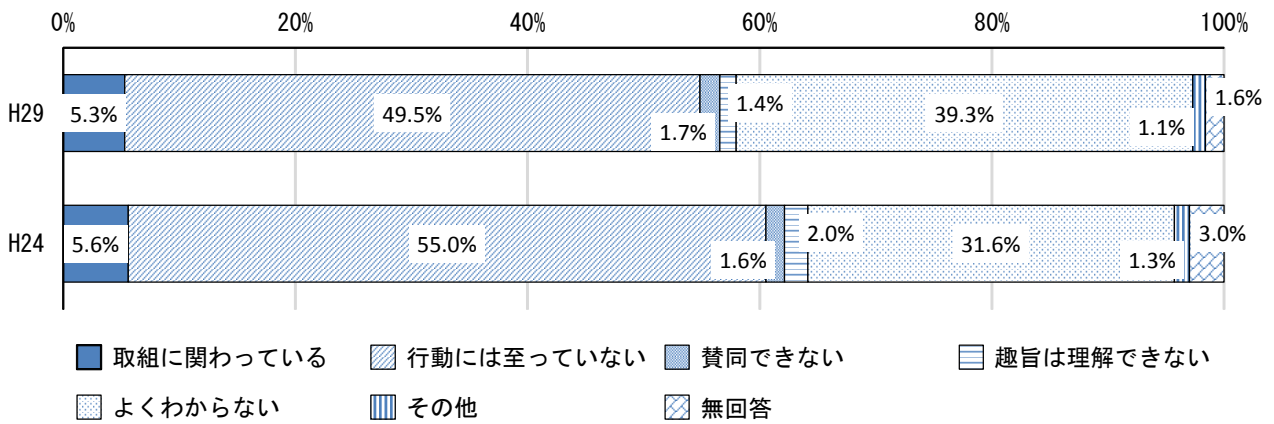
地域福祉の趣旨「誰もが身近な地域社会で自立した生活が営めるよう、みんなで支え合う地域社会をつくっていくこと」についての市民の理解は、市民意識調査によれば、「理解できるが行動には至っていない」が49.5%で最も多いものの、前回と比べて5.5ポイント減少し、「よくわからない」が39.3%で2番目に多く、7.7ポイントの増加となっています。

このようなことから、地域福祉を推進するためには、「(市民一人ひとりの) 福祉意識の向上」のための取組が必要です。

近所の人とのつきあいの程度
(秋田市地域福祉市民意識調査)



地域福祉の趣旨に対する考え方
(秋田市地域福祉市民意識調査)

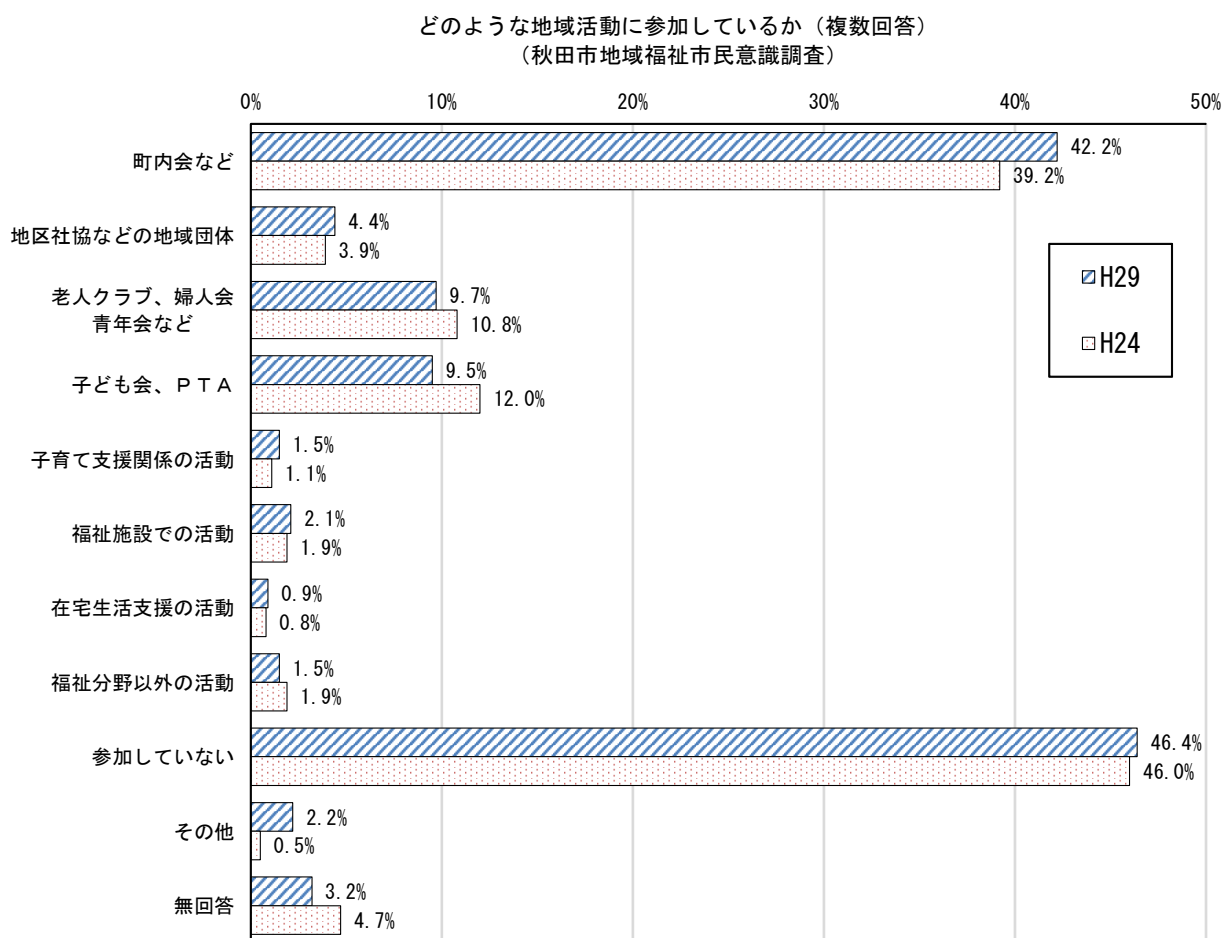


イ 担い手の育成・支援

地域福祉推進の担い手として、町内会などの住民団体、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人などの役割が重要になっています。しかし、第3次計画における「施策2 担い手の育成」の目標（福祉に関わるボランティア活動をしている人の割合15.0%）は達成できていない状況です。他の福祉関係の計画においても担い手不足に関する事項が課題として挙げられています。

このようなことから、地域福祉活動の中核となる「担い手の育成・支援」の取組が必要です。

地域活動に参加している人は、地域福祉推進の担い手ともなりますが、市民意識調査では、「地域活動に参加していない」人の割合が46.4%ありました。他の福祉関係の計画においては、高齢者や障がい者が自身の能力を活かして地域活動へ参加するなどの社会参加の促進を基本目標等に掲げています。

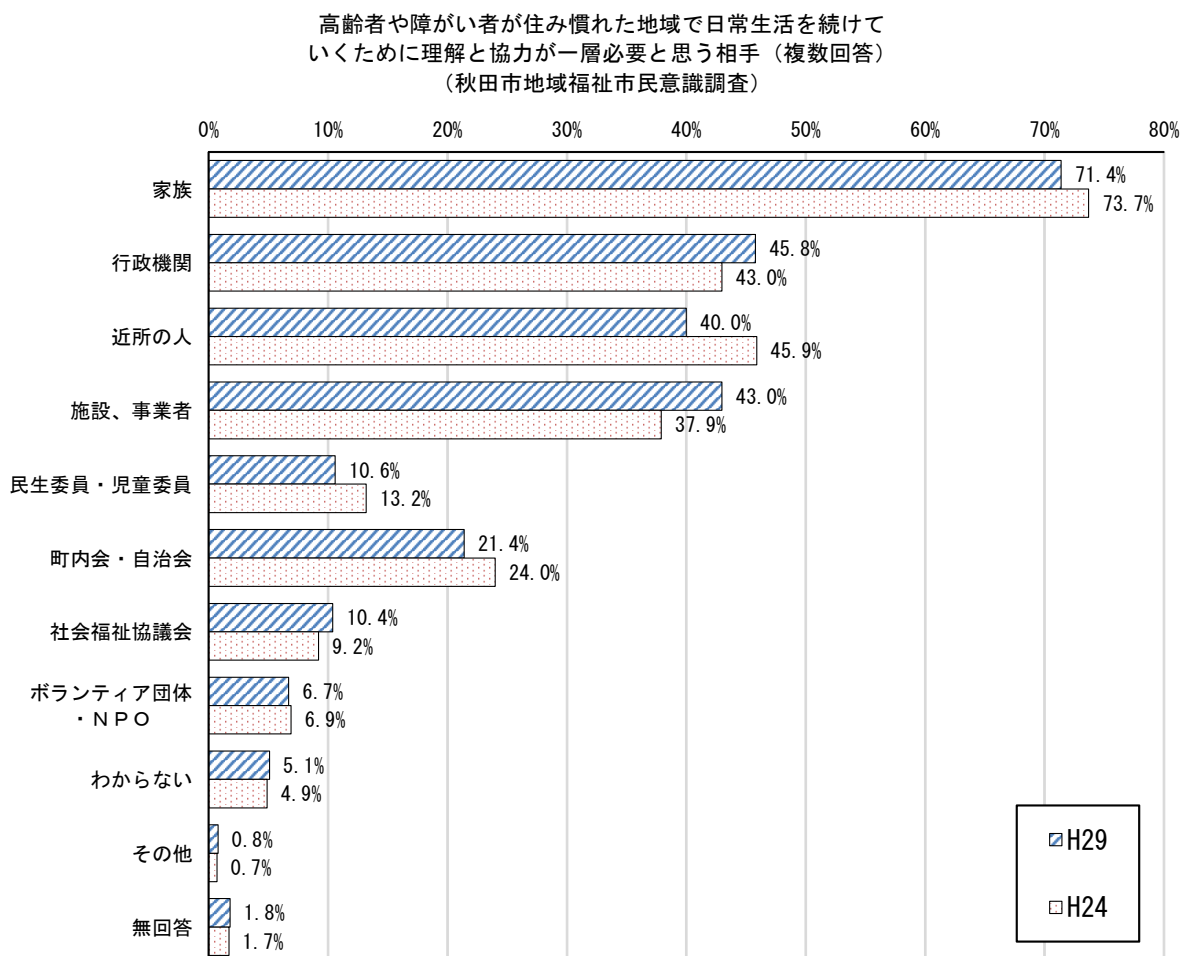


ウ 地域活動の推進

市民意識調査によれば、高齢者や障がい者が住みなれた地域で日常生活を続けていくために理解と協力が一層必要なのは「家族」という回答が71.4%で最も多く、「近所の人」、「行政機関」、「施設、事業者」が40%台で続くという結果でした。前回調査と比較すると、「近所の人」は5.9ポイント減少したものの、「近所の人」すなわち地域の役割は重要であると言えます。

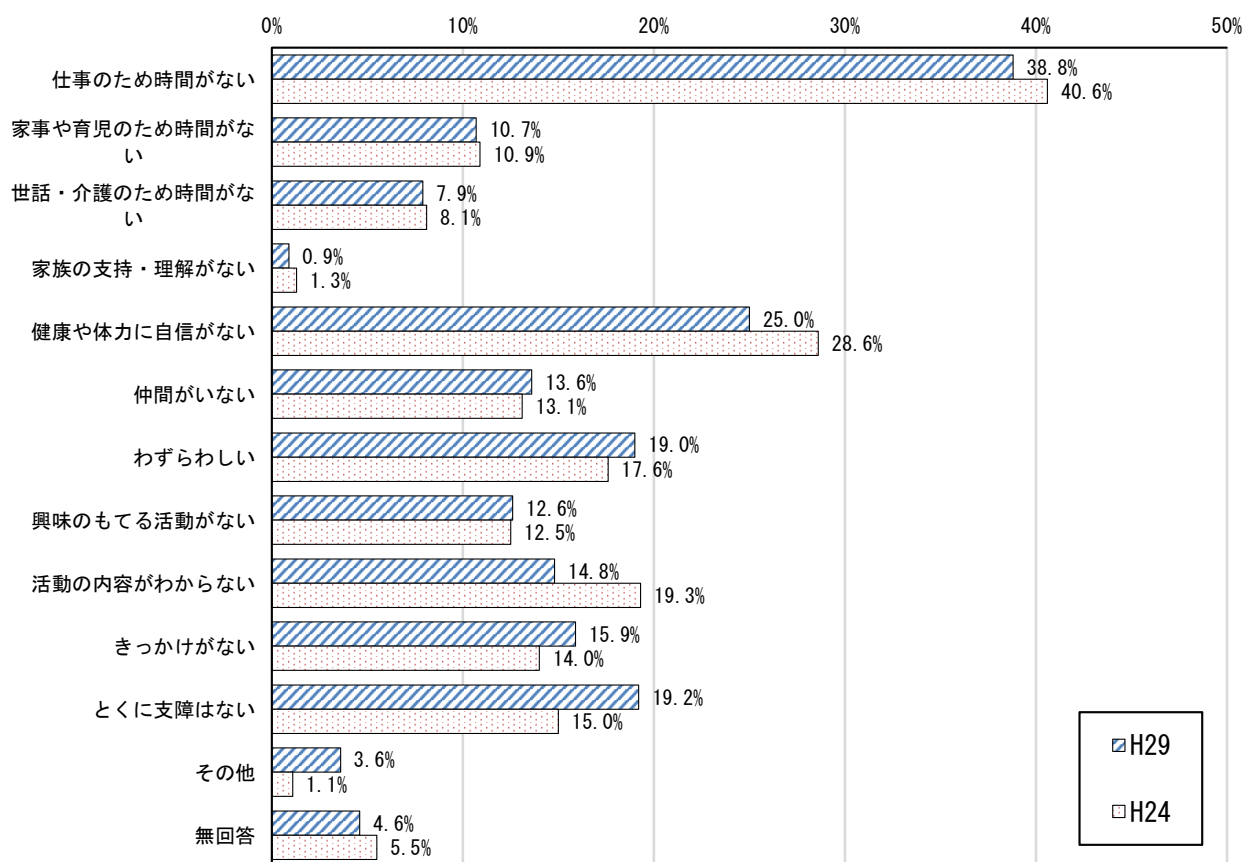
一方で、第3次計画における「施策5 地域コミュニティ活動の推進」の評価指標としていた「地域活動に参加していない」人は46.4%となっており、目標の40.0%を達成できませんでした。しかし、「興味を持てる活動がない」が12.6%、「活動の内容（どのような活動があるのか）がわからない」が14.8%、「きっかけがない」が15.9%と、地域活動が盛んになることで、今後、参加する可能性があると考えられる回答が一定程度ありました。

このようなことから、「地域活動の推進」に努め、地域住民が生活課題を共有し、解決に取り組んでいけるようにしていくことが必要です。



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

地域活動に参加するときに支障になること（複数回答）
（秋田市地域福祉市民意識調査）



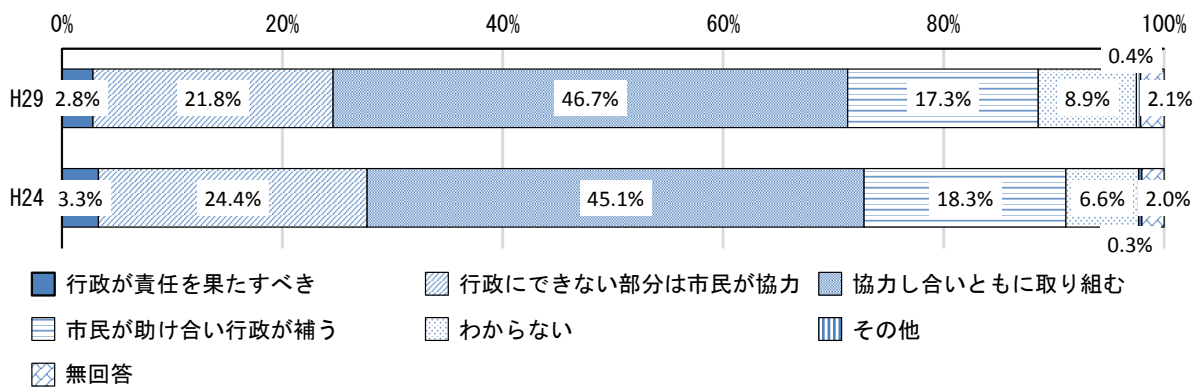
エ 担い手の連携による取組の推進

市民意識調査によれば、福祉サービスを提供していくうえで「行政が責任を果たすべきであり、市民はそれほど協力することはない」という回答はわずか2.8%で、福祉サービスを提供するうえで市民と行政が連携すべきとの回答が大部分でした。社会福祉施設には、「施設の利用者と地域住民との日常的な交流」や「災害時の避難受け入れなどの支援」などへの関わりを望む回答が多い結果となりました。

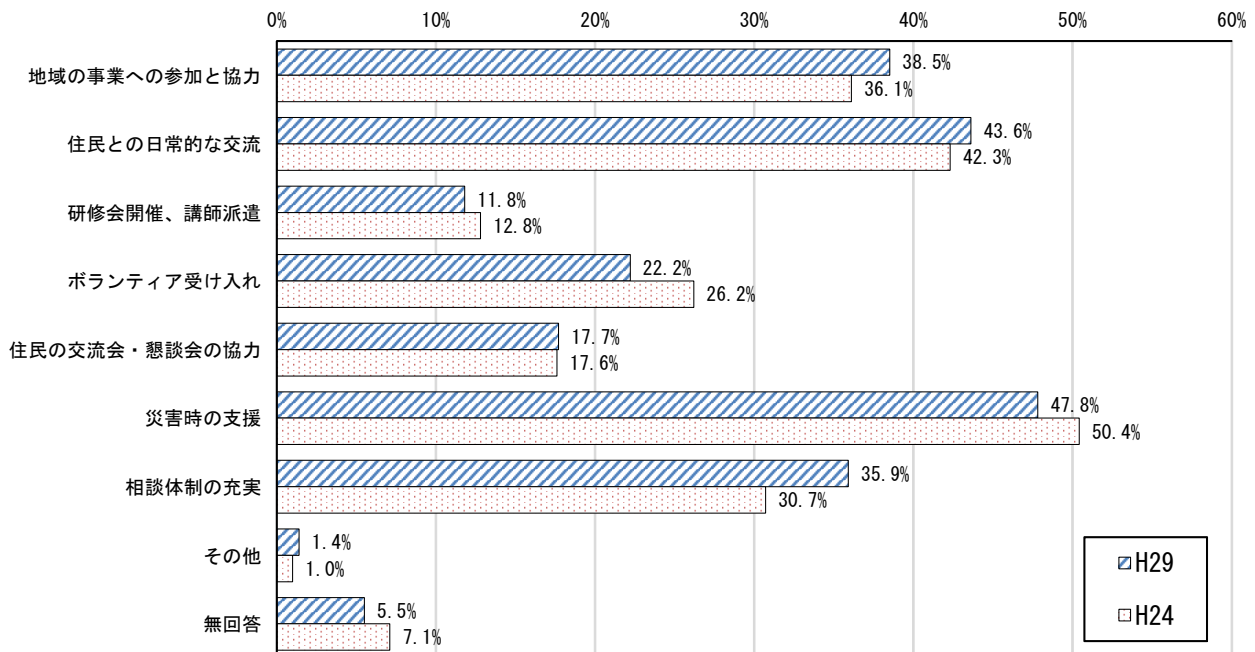
また、第9次高齢者プランでは、地域の様々な主体が連携し高齢者の在宅生活の包括的な支援体制を目指す地域包括ケアシステムの構築を基本目標に掲げています。

このようなことから、「担い手の連携による取組の推進」が必要です。

福祉サービスを提供していくうえでの市民と行政との関係
(秋田市地域福祉市民意識調査)



社会福祉施設と地域社会の関わり方（複数回答）
(秋田市地域福祉市民意識調査)

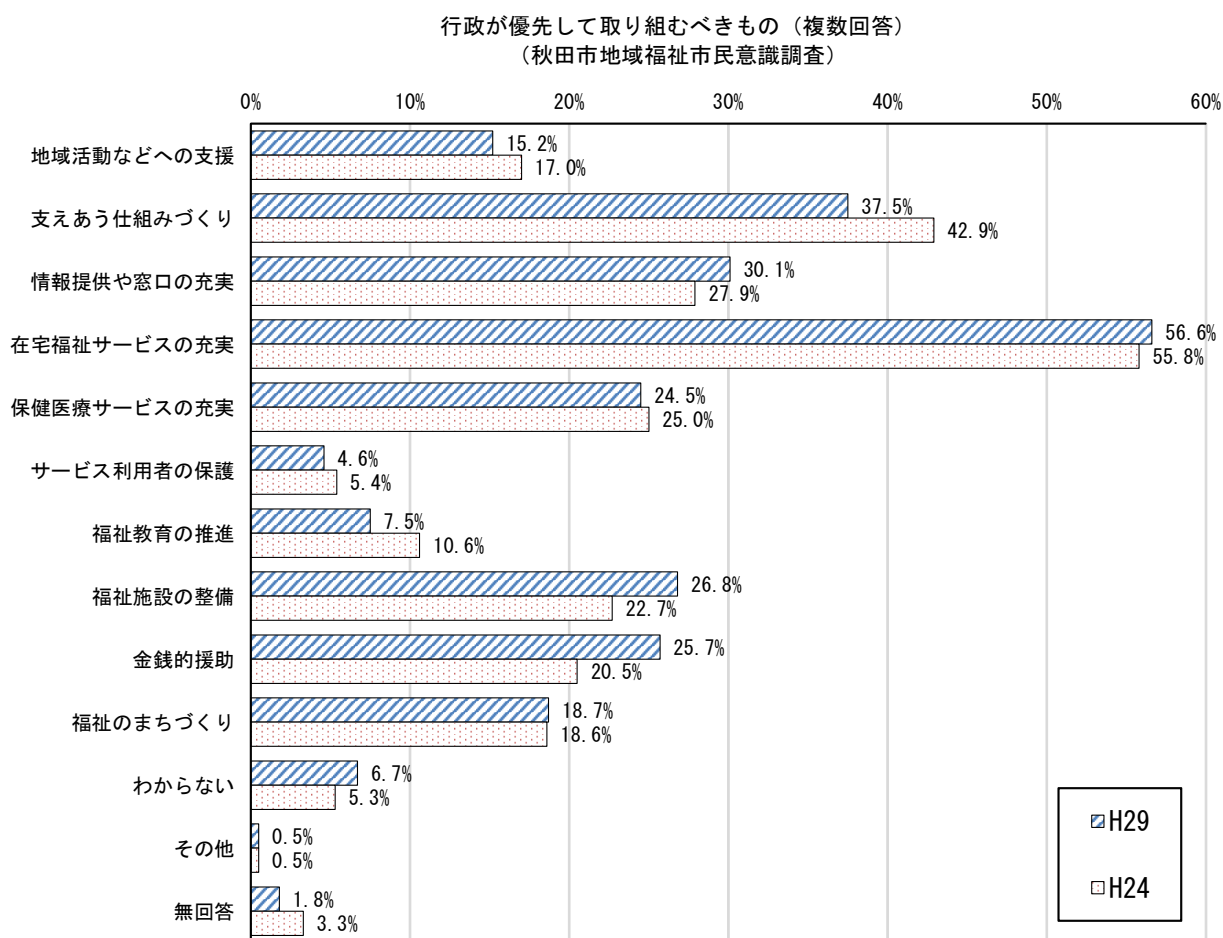


オ 利用者の立場に立った福祉サービスの提供

市民意識調査では、行政が優先して取り組むべきものとして、「在宅福祉サービスの充実」が最も多い回答でした。他の福祉関係の計画においても、地域生活支援や介護予防のサービスの充実とそれら多様なサービスを利用できる地域づくりなど、可能な限り地域での生活を維持していくことを目指しています。

また、障がいと生活困窮など複数の分野が複合した課題、公的な福祉サービスの対象とならない、必要なサービスがないなど制度の狭間に位置する課題が存在していることから、平成29年の社会福祉法改正により、包括的な支援体制を整備していくことが市町村の努力義務とされました。さらに、再犯の防止等の推進に関する法律の施行に伴い、再犯防止に関する施策を実施する責務も市町村に課されています。

このようなことから、誰もが地域において自立した生活を営むことができるようにするため、「利用者の立場に立った福祉サービスの提供」が必要となっています。



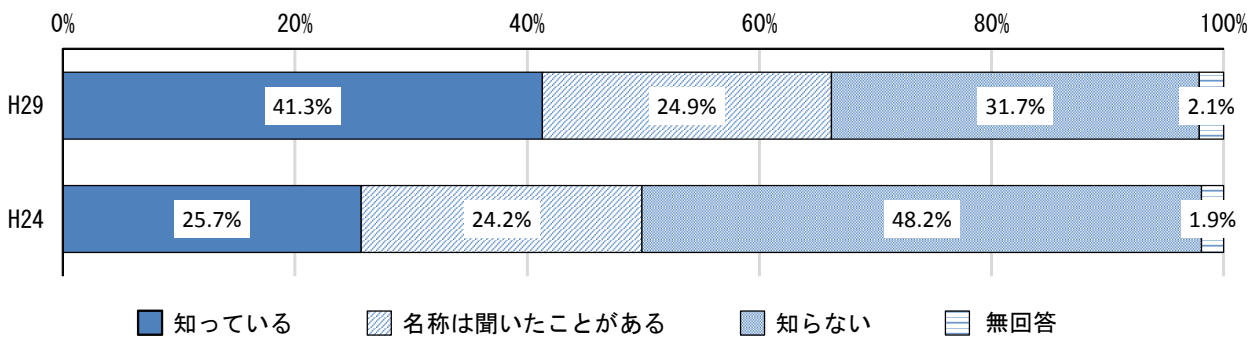
カ 相談体制の充実と情報の提供

支援を要する市民を適切な支援に結びつけるためには、身近なところで気軽に相談ができ、その相談が確実に支援に結びつく体制をつくる必要があります。

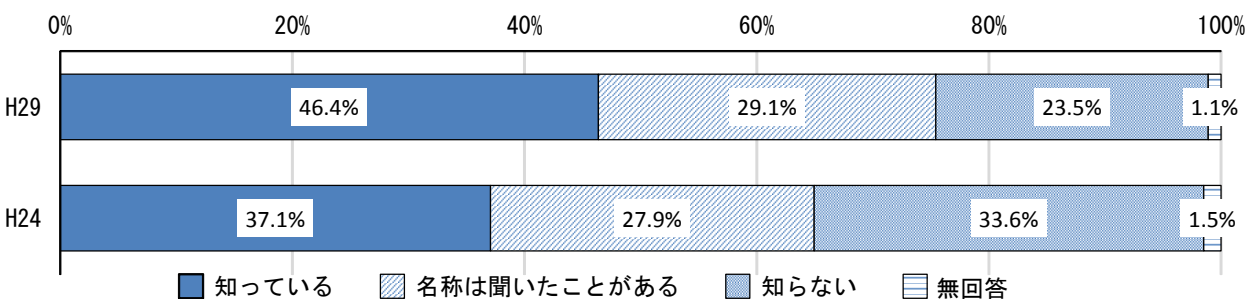
また、支援を要する市民が、適切な福祉サービスを選択するためには、福祉サービスに関する正しい情報が得られるようにする必要があります。

市民意識調査で制度の認知度について調査したところ、地域の高齢者などに対して総合的な相談や支援を行う「地域包括支援センター」、判断能力が不十分な人のための「成年後見制度」のように、前回調査と比べて大きく向上しているものがありますが、引き続き地域福祉を推進するために、「相談体制の充実と情報の提供」が必要です。

地域包括支援センターの認知
(秋田市地域福祉市民意識調査)



成年後見制度の認知度
(秋田市地域福祉市民意識調査)

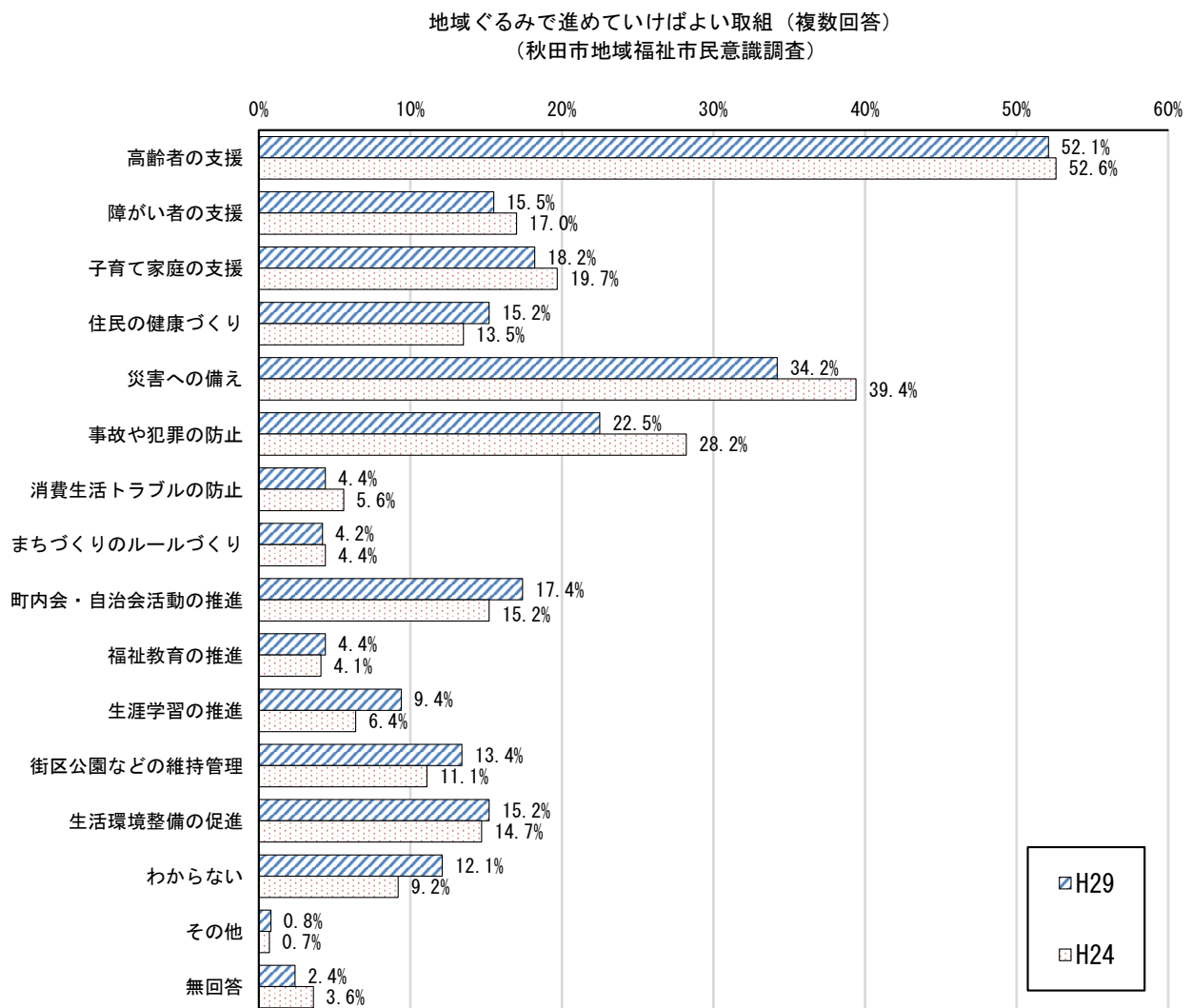


第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

キ 地域生活における安全安心の確保

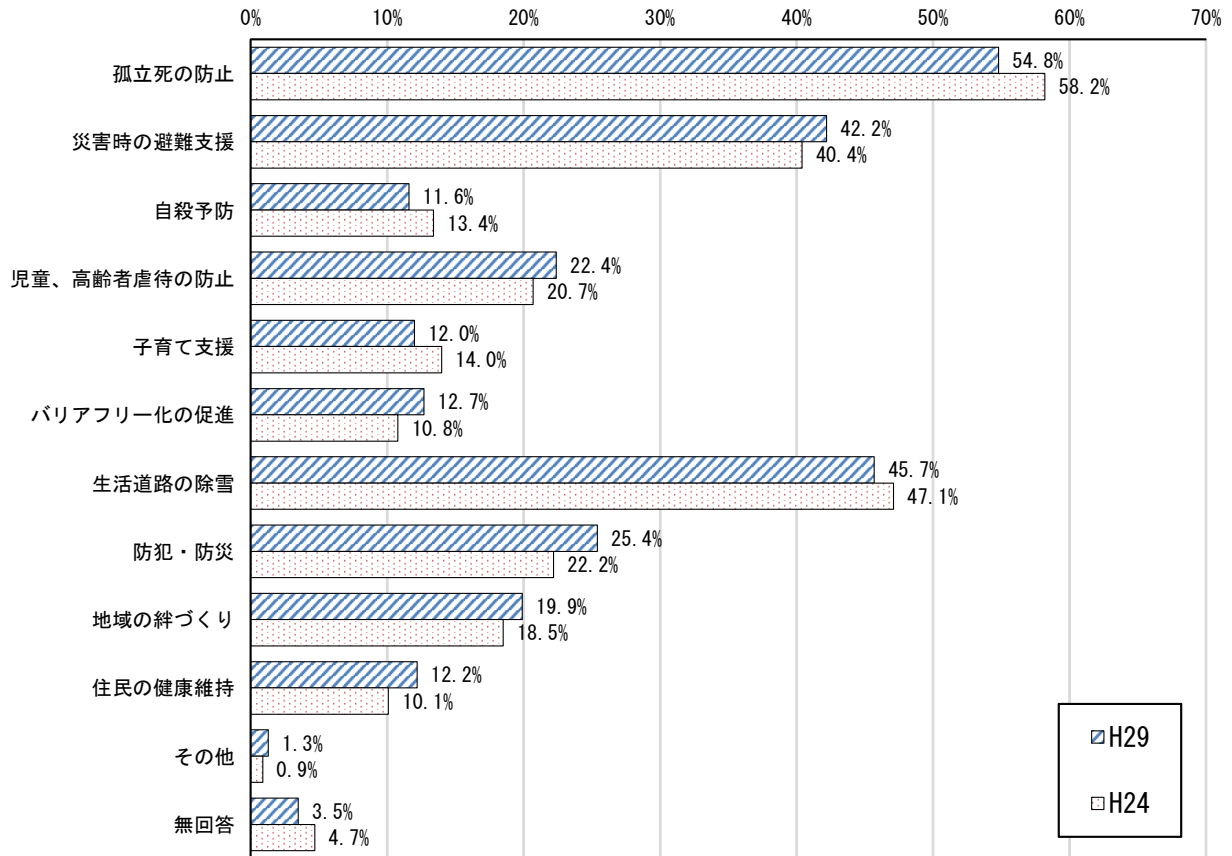
市民意識調査では、地域ぐるみで進めていけばよい取組として、「高齢者の支援（見守り・安否確認など）」をあげた人が最も多く52.1%となっています。また、地域社会（住民・地域団体）が行政とともに積極的に関わることで状況が改善できるものとしては、「ひとり暮らし高齢者などの見守りによる孤立（独）死の防止」、「災害時要援護者に関する情報の共有による避難支援」、「生活道路のすみやかな除雪」が高い数値となっています。

このようなことから、日頃からの見守りや声かけなどによる社会的孤立や自殺の予防、災害時に自力での避難が困難な人への避難支援、市民と行政の協働による除排雪など、誰もが地域において自立した生活を営むために、「地域生活における安全安心の確保」に向けた取組が必要です。



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

地域社会が行政とともに関わることで状況が改善できるもの（複数回答）
（秋田市地域福祉市民意識調査）



第3章 計画の基本的な考え方

1 取組の基本原則

第4次秋田市地域福祉計画における取組の基本原則を以下のとおりとしました。

- (1) 地域の絆づくり
- (2) エイジフレンドリーシティの考え方の反映
- (3) 公・共・私の役割分担
- (4) 地域の範囲、福祉圏域の考え方

(1) 地域の絆づくり

「新・県都『あきた』成長プラン（第13次秋田市総合計画）」では、家族・地域・人の絆のもと、すべての市民が主人公として充実した生涯を送ることができる「家族と地域が支え合う元気なまち」を目指して、家族や地域を支える絆づくりを政策に掲げています。

したがって、地域福祉計画における取組を推進するにあたっては、市民一人ひとりがお互いを大切にし、支え合い、助け合いのもとで地域で自立した生活ができるよう、地域の絆づくりを基本原則とします。

（新・県都『あきた』成長プランより抜粋）

家族と地域

【現状と課題】

ライフスタイルや価値観の多様化、少子高齢化の進行などにより、家族のコミュニケーションが不足したり、地域における住民同士の交流や日常的な協力などのつながりが希薄になる傾向にあります。

【取組の方向】

人と人との強い絆の心をはぐくみ、家族から地域へ、さらには次の世代へ伝え広げていくよう、支えあい助けあう社会の形成を目指します。

(2) エイジフレンドリーシティの考え方の反映

本市の市政全体の基本的な考え方である「新・県都『あきた』成長プラン（第13次秋田市総合計画）」には、5つの成長戦略の1つとして「いきいきと暮らせる健康長寿社会づくり」を設定しており、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の取組を推進しています。これは、高齢化をマイナスに捉えるのではなく、人口構成の変化等による様々な課題に正面から向き合い、誰もが充実してその人らしく生きることができる社会づくりを目指すものです。

この考え方に基づいて策定した第2次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画における基本理念「心豊かで活力ある健康長寿社会」は、人口減少・少子高齢化が進行する本市において、市政全体において必要不可欠な視点と位置づけており、地域福祉計画の取組を推進するにあたっては、エイジフレンドリーシティの考え方を基本原則とします。

（第2次秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画～概要版～より抜粋）

基本理念

市民一人ひとりが豊かにいきいきと暮らすことができ、高齢者が社会の支え手として活躍できる社会の実現に向け、本市の目指すべき姿として、以下のとおり基本理念を設定します。

心豊かで活力ある健康長寿社会

この理念のもと、エイジフレンドリーシティ（高齢者にやさしい都市）の実現を推進します。

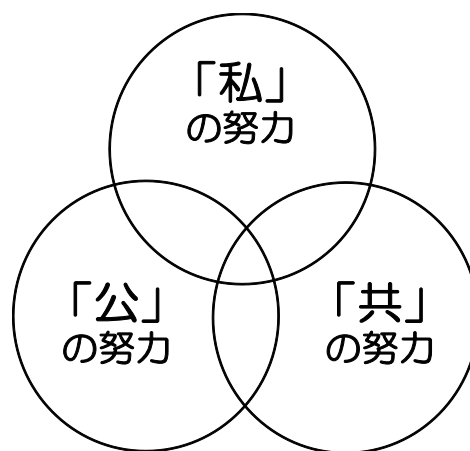
(3) 公・共・私の役割分担

ア 公（行政）・共（地域）・私（市民一人ひとり）の役割分担

多様化・複雑化する福祉課題へ対応するためには、公的な福祉サービスとその他の福祉サービス・サポートとの連携が必要です。

第1次から第3次計画においては、課題解決の基本構造として、「公・共・私の社会的努力」が必要であるとしてきました。これを引き継ぎ、次のとおり、それぞれの役割を分担し、取り組んでいくことを基本原則とします。

課題解決の基本構造



<p>「公の努力」 (行政の役割－公助)</p>	<p>福祉・保健・医療などの公的制度によるサービス提供 市民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進 地域福祉の担い手や関係機関の連携の促進 多様化・複雑化する福祉課題への対応</p>
<p>「共の努力」 (地域等の役割－共助)</p>	<p>地域社会における相互扶助 地域福祉の担い手や関係機関の連携 ボランティア・NPOなどの市民活動 市場（民間）における商品やサービスの提供</p>
<p>「私の努力」 (市民の役割－自助)</p>	<p>個人の自立と家族での支え合い 近隣との良好な関係づくり 共助・公助への参加・参画</p>

第3章 計画の基本的な考え方

イ 担い手の役割と協働

地域福祉の推進にあたっては、社会福祉法第4条にあるとおり、様々な担い手がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に協力して取り組むよう努めていく必要があります。

秋田市社会福祉協議会	「地域福祉活動計画」に基づき地域福祉活動の中心的な推進役を担うことが期待されます。
地区社会福祉協議会	秋田市社会福祉協議会との連携のもと、地区における地域福祉活動の中核を担うことが期待されます。
民生委員・児童委員 (民生児童委員協議会)	支援を要する人の発見、援助、関係機関との橋渡しに努め、また、地域福祉の促進者として、行政や社会福祉協議会、地縁団体、関係機関等と連携した活動が期待されます。
社会福祉事業者 (社会福祉施設)	福祉サービスの充実や利用しやすい環境づくりに努めるとともに、地域の福祉資源として地域社会との積極的な関わりが期待されます。
市民活動団体	ボランティア団体・NPO法人は、地域福祉活動の実践を通して市民の福祉を向上させることが期待されます。 地区ごとに組織された各種団体は、地域社会の一員として地域ぐるみの地域福祉活動への参加・参画が期待されます。
地縁団体 (町内会・自治会等)	地域社会の基礎的な共同体として住民に最も身近に関わることが期待されます。 また、その連合組織は、他の団体と密に連携しながら地域全体をリードすることが期待されます。
行政(市)	公的な福祉サービスの提供を前提として、地域福祉の理念と目標、取組の基本的方向などを市民が共有するよう努めるとともに、地域福祉活動を支援します。また、計画の実現に向けた調整、管理を担います。

(4) 地域の範囲、福祉圏域の考え方

地域社会の実情を踏まえ、重層的なとらえ方をすることとし、公的な福祉サービスは全市あるいは地域レベル、その他の福祉サービス・サポートはおもに地区レベルでの取組を推進することとします。

<p>地 域 (5または7ブロック)</p>	<p>市のまちづくりは原則として中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の7地域が単位となりますが、秋田市高齢者プランでは、河辺および雄和地域をそれぞれ東部、南部地域に含めた5地域を日常生活圏域として設定しています。</p>
<p>地 区 (概ね38ブロック)</p>	<p>いわゆる昭和の大合併以前の旧町村又は小学校区を単位として、振興会（各種団体の連合組織）や町内会連合会、福祉分野では、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会などの各種団体が形成されている圏域です。各団体の区域は必ずしも一致していませんが、住民の地域活動の単位として最も重要な単位です。</p>
<p>近 隣 (約1,000ブロック)</p>	<p>地区における活動の基礎単位である町内会・自治会を想定しています。民生委員・児童委員の活動単位でもあります。町内会の標準的な規模は100世帯前後ですが、活動の実情には大きな差異が認められることから、それぞれの特性に応じた活動が必要です。</p>

2 基本理念

みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ

第4次秋田市地域福祉計画の目的は、すべての市民が、住み慣れた地域で、生きがいを持ちながら、自立した生活を安心して営めるようにすることです。この目的のために各施策を推進していくにあたっての基本的な考え方を表すものとして、基本理念を設定しました。

本市の福祉部門の基本計画となる地域福祉計画の基本理念は、市政全体の基本的な考え方である「新・県都『あきた』成長プラン（第13次秋田市総合計画）」に掲げた基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」と表裏一体のものとなります。

また、前章で述べたように、人口減少・少子高齢化、地域住民同士の関係の希薄化、福祉ニーズの多様化・複雑化が進行するなか、本計画の目的を果たすためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、誰もが自分の能力を活かして参画し、地域住民や地域の多様な主体が連携しながら取組を推進していくことが重要です。このことは、第3次計画の策定時から現在に至っても基本的に変わりはありません。

そこで、「みんなでつながり みんなで築く 地域のしあわせ」を第3次計画から引き継ぎ、第4次計画においても基本理念とするものです。

3 基本目標

基本理念のもと、本計画を推進していくにあたり、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」を踏まえながら、以下のとおり4つの基本目標を設定しました。

基本目標1

地域福祉を担う人づくり

市民一人ひとりの、「私の努力（自助）」を引き出すとともに、「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促し、中核となる担い手を育成することを目指します。

基本目標2

支え合いの地域づくり

地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体が連携しながら具体的な地域福祉活動が活性化することを目指します。

基本目標3

利用者に合った福祉サービスの仕組みづくり

地域での自立した生活を支援する「公の努力（公助）」による福祉サービスが適切に機能すること、多様化・複雑化するニーズに対応するための支援体制を充実させることを目指します。

基本目標4

安心して暮らせる福祉の環境づくり

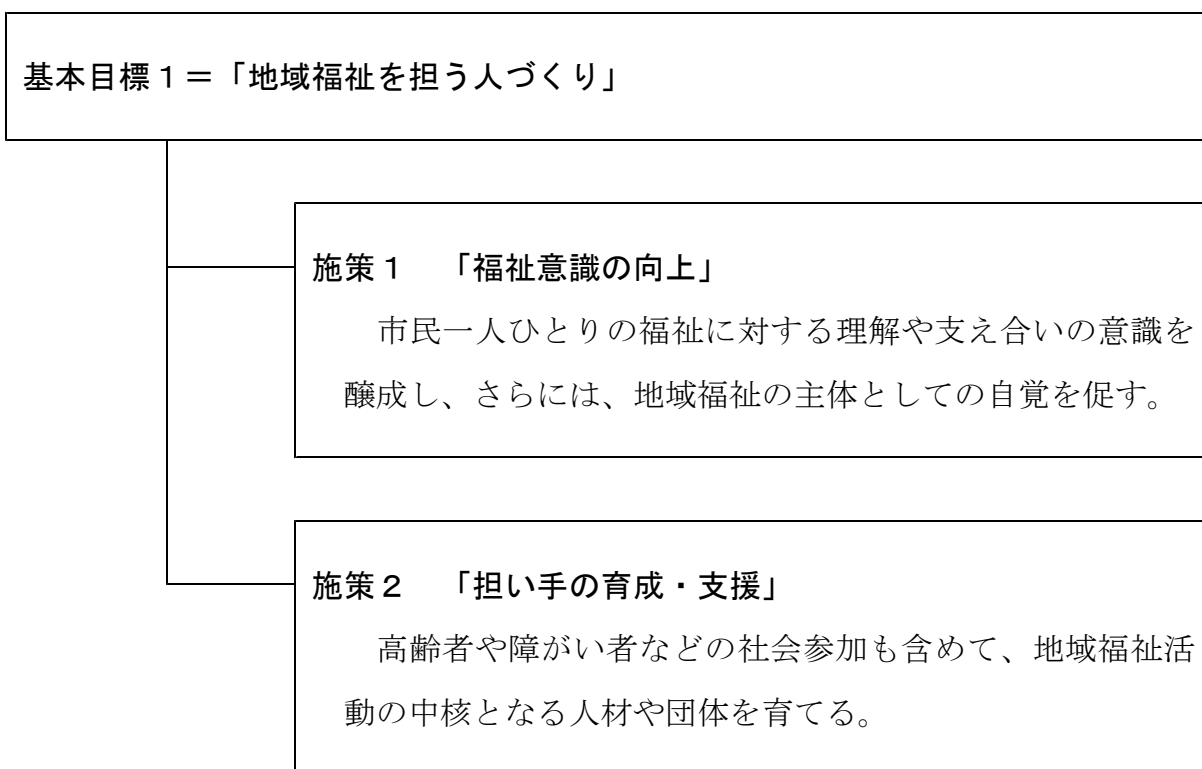
日常生活のほか災害時などに備えて、「公・共・私の努力」によって暮らしの安心を支える環境をつくることを目指します。

4 施策の体系

(1) 基本目標1「地域福祉を担う人づくり」を達成するための施策

基本目標1では、市民一人ひとりの、「私の努力（自助）」を引き出すとともに、「共の努力（共助）」や「公の努力（公助）」への参加・参画を促し、中核となる担い手を育成することを目指します。

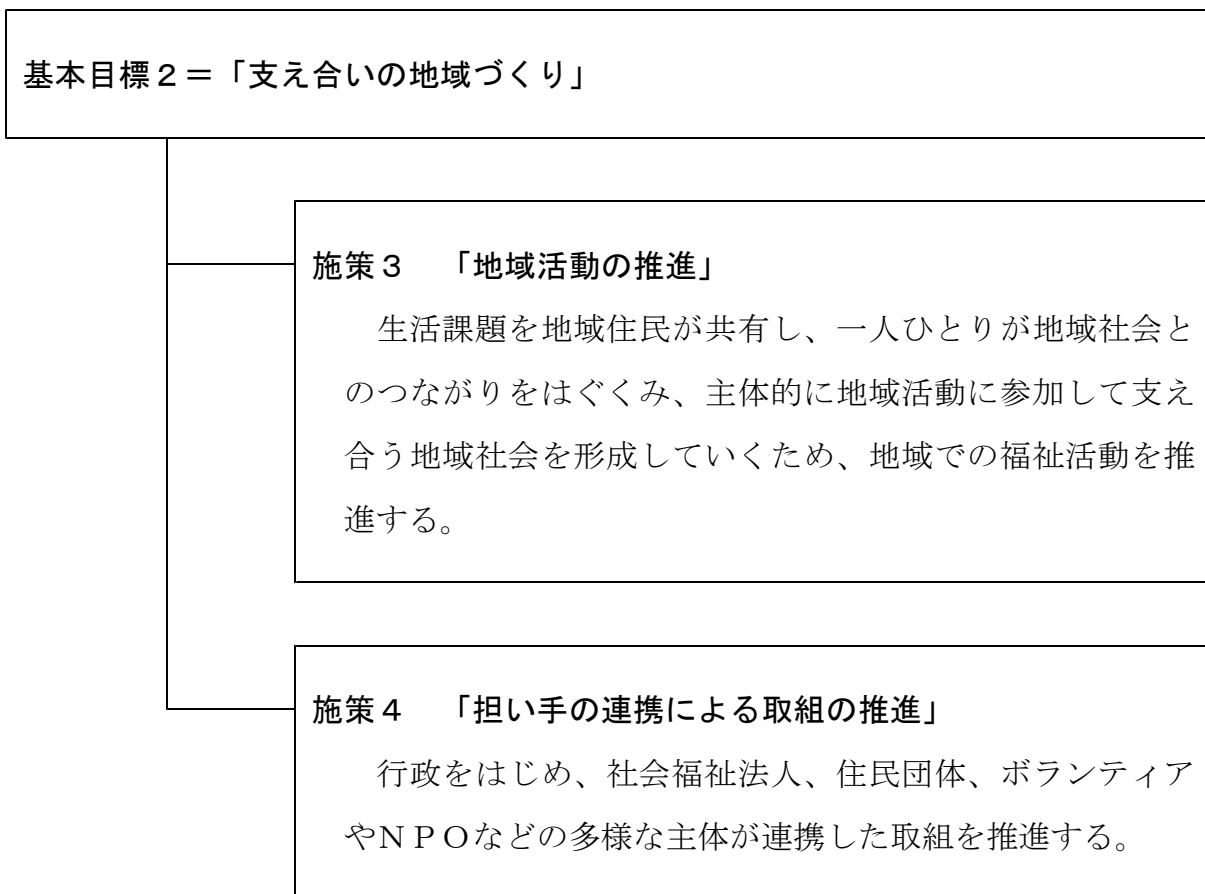
基本目標1を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の2つを設定しました。



(2) 基本目標2「支え合いの地域づくり」を達成するための施策

基本目標2では、地域社会の「共の努力（共助）」を引き出すとともに、多様な主体が連携しながら具体的な地域福祉活動が活性化することを目指します。

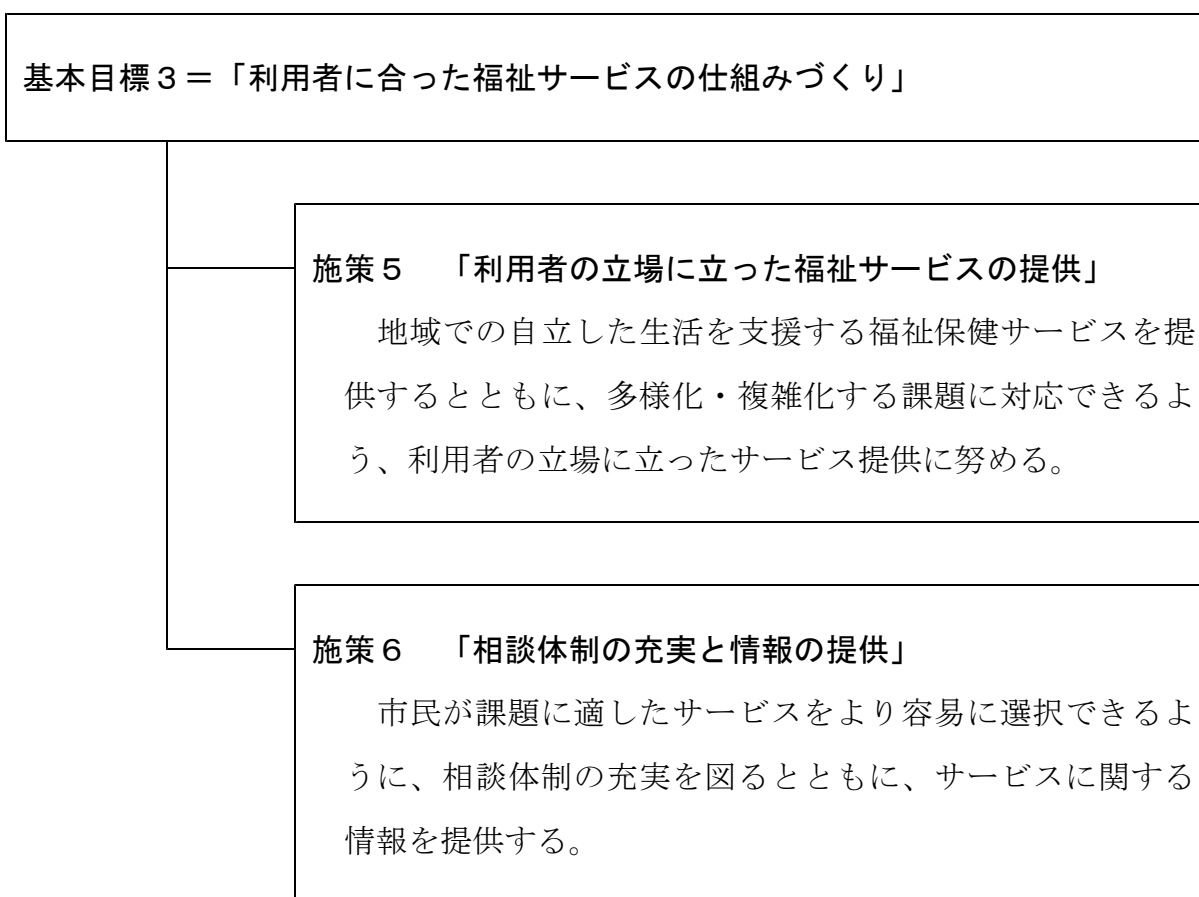
基本目標2を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の2つを設定しました。



(3) 基本目標3「利用者にあった福祉サービスの仕組みづくり」を達成するための施策

基本目標3では、地域での自立した生活を支援する「公の努力（公助）」による福祉サービスが適切に機能すること、多様化・複雑化するニーズに対応するための支援体制を充実させることを目指します。

基本目標3を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の2つを設定しました。



(4) 基本目標4「安心して暮らせる福祉の環境づくり」を達成するための施策――

基本目標4では、日常生活のほか災害時などに備えて、「公・共・私」の努力によって暮らしの安心を支える環境をつくることを目指します。

そこで、基本目標4を達成するための施策として、前章で整理した「地域福祉を推進するために必要な取組」のうち、以下の1つを設定しました。

基本目標4 = 「安心して暮らせる福祉の環境づくり」

施策7 「地域生活における安全安心の確保」

地域生活をおびやかす様々なリスクを回避するための取組を推進する。

(5) 重点事業

4つの基本目標と7つの施策のほかに、各基本目標・施策に横断的に関わる取組を「重点事業」として位置づけました。

重点事業1 包括的支援体制の整備

複数の分野が複合した課題、制度の狭間に位置する課題などを包括的に支援する体制の整備を目指します。

地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者への支援、再犯防止のための更正支援などの取組を有機的に結びつけ、社会的な孤立の予防も視野に入れた取組とします。

重点事業2 災害時要援護者の避難支援

災害時要援護者（自力での避難が困難な人）の避難支援体制の構築等を目指します。

災害に関する取組のなかでも、災害時要援護者について、たとえ自力での避難が困難でも地域などの支援で無事に避難できるよう、地域における避難支援体制づくりを推進します。また、福祉避難所など避難生活の支援策の充実を図ります。

(6) 施策体系のまとめ

